慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	女性犯罪と刑の量定 (二) : とくに女性殺人犯に対する量刑の実証的研究
Sub Title	Female crime and sentencing (2) : a case study of female homicide
Author	中谷, 瑾子(Nakatani, Kinko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.10 (1968. 10) ,p.25- 61
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19681015-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

女性犯罪と刑の量定（二）

——とくに女性殺人犯に対する量刑の実証的研究——

中谷瑾子

I　序論
II　本論
一　女性犯罪の問題性
二　女性犯罪において殺人罪の占める地位（以上41巻6号）
三　女性殺人犯に対する量刑の実態
a　嬰児殺
(1)概説　(2)宣告刑並びに標準科刑　(3)行為事情
b　尊属殺人

(1)概説　(2)宣告刑　(3)行為事情

（以下次回）

三　本節においては、女性殺人犯に対する量刑の実態を嬰児殺、尊属殺、本夫殺……の各類型別に検討することにする（但し、各代表事例についての個別的考察は紙幅の都合により後日別に掲載の機会を得ることになつた量刑資料に譲る）。

a　嬰　児　殺

(1)　概説

嬰児殺については、すでに古く不破博士の研究[37]があり、また、近くは、植松教授のすぐれた労作[38]がある。ここでは、それに加えるべき多くを見出すことはできなかつたが、多少の変化、訂正を指摘することができよう。

不破・植松両研究に明らかなように、嬰児殺に対する標準科刑は「懲役二年、執行猶予三年」であるから[39]、嬰児殺のみで実刑に処せられる場合はまずない。私が調査した中では、嬰児殺を犯した女子で服役している者が七名あつたが、うち五例[40]は嬰児殺の事例として取扱うのに不適当なものであり、残りの二例の中でも一例は、嬰児殺につきものの死体遺棄の他に、常習累犯窃盗（刑務所五入）との併合罪の場合であり、他は死体遺棄の他、窃盗、横領との併合罪で刑の執行猶予中に更に詐欺・窃盗の併合罪を重ねた場合で、いずれも嬰児殺としては例外的な場合であつた。このような場合以外は、嬰児殺はすべて執行猶予つきであるから、資料は刑務所ではもとめられず、自ら東京地裁のものに限定された。

ところで、嬰児殺については、わが法制上は特別の構成要件をもたないから、その対象をどのように限定するかが問題となる。前掲植松論文は、「嬰児殺」とは出生後間もない時においてこれを殺害するものを意味すると考えるのが正しいようであるとされる（同論文一八四頁）が、立法例を詳細に紹介して、「ウルグワイ刑法が生後三日まで、トルコ刑法が生後五日ま

での間に殺すのを嬰児殺として、一般の殺人と区別しているが、嬰児殺の客体としての嬰児をきわめて広く認めた例になる」としておられる（もつとも嬰児殺に関するトルコ刑法四五三条は現在では単に「新生児」と規定するのみで生後五日までとはしていない。又、この条文は嬰児殺を自己の名誉及び個人的品位、又は妻、母、娘、孫娘、養女又は姉妹の名誉及び品位を守るための殺人と同列に規定していることに注意。Vgl. Naci Şensoy und Osman Tolun, Das Türkische Strafgesetzbuch von 13. 3. 1926, S. 102）が、私の知るところでは、イギリスの一九三八年の嬰児殺法が生後一二ヵ月に満たない自己の嬰児を殺害することを嬰児殺としたのが、嬰児の概念としてはもつともゆるやかなことになる。即ち、イギリスでは、一九二二年の嬰児殺法が単に“newly born child”（新生児）を対象としていたのを、“newly born”という語の定義がなされていない為、その解釈をめぐつて生じた困難を解決するために、一九三八年の法律によつて改正したものである。[41] しかし、これは、当時のイギリスにおいては、謀殺については死刑のみを規定していたことと併せ考える必要があろう。[42] なお、イギリスでも嬰児殺の行為主体は母親に限定されている。[43] 参考のため、イギリスをも含めてさしあたり参照し得た嬰児殺に関する立法例を図表にしたものが表—26である（わが国の裁判慣例では一年未満児を嬰児としてとり扱うことになつているよしであるがその励行のほどは疑わしい（植松・前掲論文一八八頁参照。なお本稿表—28—aの注(2)参照）。しかしここでは一応その裁判慣例を尊重することとし、一年未満児の殺害を嬰児殺として計上することにした）。

さて、わが国に眼を転じて、昭和三六年から四〇年までの五年間に嬰児殺事件として処理され、または有罪判決を受けた男女別人員およびその科刑は表—27、28—a、bの通りである。

これに対して私の調査では、前述東京地裁の資料で出産直後の嬰児殺事件が一七、生後三ヵ月余の嬰児殺一、生後八ヵ月の嬰児殺が一、合計一九件であつた（その内訳は昭和三六年が三件、三七年および三八年各四件、三九年五件、四〇年三件である）。その他、実刑を科せられ、刑の執行を受けている者が栃木・笠松・和歌山の三刑務所に各二名、麓刑務所に一名、合計二六例が見られたが、前述のように嬰児殺の事例とするのに不適当と思われる五例を除外し、二一例を今回の対象とした。事例は、植松論文の一

表—27　嬰児殺起訴，不起訴男女別人員と起訴率，起訴猶予率

（昭和36～40年）

年次	起訴(A)		不起訴				起訴＋不起訴 A＋B＋C〔S〕		起訴率 $\frac{A}{S}\times100$		起訴猶予率 $\frac{B}{S}\times100$	
			起訴猶予(B)		その他(C)							
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
昭和36年	1	12	1	5	0	7	2	24	50.0	50.0	50.0	20.8
37	0	8	2	11	1	4	3	23	0.0	34.8	66.7	47.8
38	4	11	4	14	0	5	8	30	50.0	36.7	50.0	46.7
39	2	4	1	9	2	4	5	17	40.0	23.5	20.0	52.9
40	2	12	0	4	0	2	2	18	100.0	66.7	0.0	22.2

検察統計年報昭和36～40年既済事件の被疑者の既済事由表より算出。

○○例はもとより、不破論文の四八例よりも甚だ下まわる。このことは、不破論文が昭和八年から一二年までの五年間の、京城地方法院検事局に保管されている確定判決を資料とされたのに対し、今回の資料が東京地裁の最近五年間の判決を資料としたことを比較するとき明らかである。この減少は、今回の対象を女子の嬰児殺に限定したことも大きな理由ではあろうが、一般に有罪判決を受ける嬰児殺そのものが減少していることによるもので、そのことは表—29を表—28—a、表—27と対照すれば明らかであろう。

嬰児殺減少の理由については一般に衛生思想、とくに産児制限の知識の普及ということが考えられるが、[44] 何といっても第一には、戦後、優生保護法（昭和二三年七月一三日法律第一五六号）の制定によって人工妊娠中絶が非常に容易かつ一般的なものとなり、欲しない子供はその誕生前に「いのち」の芽を摘みとられ、子供を欲しない母親を嬰児殺の窮地に追いやることが少なくなったことが指摘されなければならないであろう。不破論文との比較だけについてみると、一般に指摘されているように、[45] 堕胎は都市に多い犯罪であるのに対し、嬰児殺は村落に多い犯罪であるとすれば、東京地裁に係属した嬰児殺事件は地方のそれに比べて数量的に下まわることになるのではないか、とは容易に推論されるところである。しかし表—28—aに明らかなように、第一審の有罪判決人員数の中で、東京地裁で有罪判決を

表—28—a　嬰児殺に対する男女別執行猶予率

年次	懲役(A)		左のうち執行猶予(B)		比率 $\frac{B}{A}\times100$		東京地裁で有罪判決を受けた女子		
	男	女	男	女	男	女	実数	左のうち執行猶予	執行猶予率
昭和36年	2	5	2	4	100.0	80.0	3	3	100.0
37	2	3	1	3	50.0	100.0	4	4	100.0
38	7	6	1	5	14.3	83.3	4	4	100.0
39	6	7	1	7	16.7	100.0	5	5	100.0
40	3	12	0	10	0.0	83.3	3	3	100.0

1.　東京地裁の分以外は司法統計年報昭和36～40年による。

2.　37年度女子の有罪者数において東京地裁の分が全国の人員を上まわるのは，東京地裁では8カ月の嬰児殺を嬰児殺として扱わず，幼児殺として扱つていたからであろう。

表—28—b　嬰児殺に対する男女別科刑表　(昭和36～40年)

年度	男女	終局総人員	有罪（懲役） 総数	10年以下	7年以下	5年以下	3年	2年以上	1年以上	6月以上	総数のうち執行猶予	うち保護観察	無罪
昭和36年	男	2	2				2				2		
	女	5	5				2	3			4		
37	男	2	2			1	1				1		
	女	4	3				1	2			3		1
38	男	7	7	1	2	1			2	1	1	1	
	女	6	6				4	2			5	2	
39	男	6	6			2	2	1	1		1		
	女	8	7				3	4			7	2	1
40	男	3	3					2		1			
	女	12	12				10	2			10		

司法統計年報昭和36～40年による。

表—29　嬰児殺の男女別第一審有罪者数および比率

年次	総数	男子		女子	
		実数	比率 %	実数	比率 %
大正 7 年	174人	42人	25.0	132人	75.0
8	154	23	15.9	131	84.1
9	131	17	12.9	114	87.1
10	167	26	15.6	141	84.4
11	117	18	15.4	99	84.6
12	126	14	11.1	112	88.9
13	この年に限り普通殺と合表のため資料を欠く.				
14	111	20	18.0	91	82.0
15	130	20	14.7	110	85.3
昭和 2	110	23	20.9	87	79.1
3	98	16	16.3	82	83.7
4	98	18	16.7	80	83.3
5	101	22	11.8	79	88.2
6	105	14	13.3	91	86.7
7	87	19	21.8	68	78.2
8	134	23	17.2	111	82.8
9	164	35	21.3	129	78.7
10	109	20	18.3	89	81.7
11	116	28	15.4	88	84.6
12	120	23	19.2	97	80.8
13	79	10	12.7	69	87.3
14	91	18	20.7	73	79.3
15	63	11	17.5	52	82.5

1.　刑事統計年報大正 7 ～昭和 15 年による。
2.　本表は植松論文所掲の第 1，7 表と大正 7，15，昭和 4，11，14 の 5 年次の数にくいちがいが認められるが，刑事統計年報記載の通りのものとした。

表—30　対象例の科刑表

懲役	執行猶予	人数	比率%
5年		1人	4.8
3	4年	4	19.0
3	**3**	**10**	**47.6**
2	4	1	4.8
2	3	4	19.0
1年6月	2	1	4.8

受けた女子の数は、昭和四〇年以外は、女子の総数の過半数を占めており、右の見解は少なくとも統計上は実証され得ないようである。結局、嬰児殺そのものが減少したと解するほかないようである。

(2)　宣告刑（標準科刑）

今回対象とした嬰児殺例二一例における宣告刑を表示すると、上の通りである（表—30）。

即ち、懲役三年但し三年間執行猶予が一〇名で圧倒的に多く（標準科刑か）、ほぼ半数を占める。懲役三年但し四年間執行猶予と、懲役二年但し三年間執行猶予が同じく四例でこれに続いている。以上を総合するならば、懲役三年を言渡された者は執行猶予期間三年、四年併せて一四名で全体の約六七%であるが、執行猶予三年、四年を含め、懲役二年を言渡された者は合計五名で全体の約二四%にとどまる。これに対し昭和三〇年一ヵ年間の第一審有罪判決（全国）につき、入江正信判事補が研究した「殺人の罪に関する量刑資料」（司法研修所調査叢書五号昭和三四年二月。以下「三〇年量刑資料」と略称する）によると嬰児殺に対する科刑は表—31—a、bの通りで、ここでは、懲役三年但し三年間執行猶予という表—30に見られた標準科刑は、懲役二年但し三年間執行猶予と同数の一五名であつて、まだこれを唯一の標準科刑とはなし難い。不破論文では四八名

表—31—a　30年量刑資料における嬰児殺科刑表

懲役	執行猶予	人数	比率%
3年	—	2人	3.6
2	—	3	5.5
1年6月	—	2	3.6
6月	—	1	1.8
3年	5年	4人	7.3
3	4	7	12.7
3	**3**	**15**	**27.3**
2	4	2	3.6
2	**3**	**15**	**27.3**
2	2	3	5.5
1年6月	4	1	1.8

表—31—b　30年量刑資料における男子による嬰児殺科刑情況

主体	年齢	客体	行為	減軽事由	懲役	執行猶予	執行猶予率
婚姻外の子の父	36	生後4ヵ月の嬰児	頸部扼殺	—	1年6月		
同上	34	5カ月の嬰児	玉石2貫500匁と共に南京袋に入れて沼地に投げすて	未遂	3年		
同上	23	生後24時間以内	頭部強圧	—	2年	3年	
同上	20	24時間以内	咽喉部扼殺	—	3年	3年	
嫡出の父	29	5カ月児	紐で絞殺，マンホール内に遺棄	—	2年		
内縁関係の父	25	3カ月児	同上	—	3年		
婚姻外の子の父	38	4カ月児	頸部扼殺	—	3年	5年	
嫡出の父	30	11カ月児	ワラ縄で嬰児を背負つた上海へ投身	自首	3年	4年	
同上	27	先天性白皮症の長女2カ月児	毛布，ふとん等で鼻口をふさぎ窒息殺	—	3年	4年	
同上	44	兎唇の男児生後12時間内	ガーゼで鼻口を圧し，手で咽喉を扼して窒息殺	—	2年	3年	
同上	37	双生児の一子，生後間もなく	紐で絞殺	—	3年	3年	
同上	32	6カ月児	コンクリート製土台石をひもで結びつけた上自宅井戸へ投げ込み溺殺	心身耗弱	2年		
私生児の祖父	60	生後3日の嬰児	窒息殺	—	2年	3年	
母親（酌婦）の雇主（貸席業）	59	分娩直後	ボロ布で鼻，口部をおさえて窒息殺	—	3年	5年	
以上男子合計					14人	9人	64.2%
同年女子合計					41人	38人	92.6%

入江・前掲「殺人の罪に関する量刑資料上」により作成。

中四三名が懲役二年で、その中二九名（全体の過半数）が刑の執行猶予をうけており、植松論文では、昭和二二年において、嬰児殺の量刑は懲役二年、但し三年間執行猶予、というのが、行為主体、分娩後の時間的経過等とはあまり関係なく、圧倒的多数を占める標準科刑であつたのとやや趣を異にすると云える。嬰児殺に対する量刑のやや古い年次のパーセンテージを表示したのが表—32であるが、これによると嬰児殺に対する戦前の科刑、とくに大正の中期頃までは、それほど一律に軽いものではなかつたことがわかる。それが、大正末期頃から嬰児殺に対する科刑は二年以下に集中し、昭和四年頃から二年に集中する傾向が顕著に認められる。このような標準科刑がつくられるに至つたのは、終戦前のわが国の社会において人工妊娠中絶の極端な困難さ（社会倫理的にこれを許さない風潮があり、現行の優生保護法もないこととてその正当化事由は極めて限定され、医師も原則としてもとめに応じなかつた）から嬰児殺には同情すべき行為事情を伴うものが多く、加えて執行猶予の条件に関する刑法の一部改正（昭和二二年）のなされる前は二年以下の懲役（又は禁錮）でなければ執行猶予を付しえなかつたという社会的、法的条件によるものであつたと思われる。表—31では懲役二年但し三年間執行猶予と、懲役三年但し三年間執行猶予とが同数（昭和三〇年）、私の資料では、即ち東京地裁の昭和三六～四〇年に関する限り懲役三年但し三年間執行猶予が標準科刑と考えられるというように標準科刑に変化が見られるのは、一方では行為事情の変化があり、他方では執行猶予が懲役三年にも付しうるようになつた法の改正と関係があるであろう（これに対し、参考までに英・独・仏の嬰児殺に対する量刑を表示すると表—33～35となる。イギリスにおいても嬰児殺の有罪者中七〇％以上がプロベーションに付され、しかも実刑に処せられたのは、七年間、九八人中たつた一人である。又ドイツでは二年以下の軽懲役に刑が集中していることがわかる）。

別稿量刑資料の代表事例からも窺われるように、嬰児殺は人をして思わず面をそむかせ、世の一般人（とくに母親）をして耐えがたい思いをさせるであろうと思われる凄惨なものが多く、また、生命の軽視という点で、必ずしも軽減された刑で臨むにふさわしいとはいえないものがあるが、世界の立法例は、表—26に示したように、古い立法例だけでなく、新立法にお

表—32　嬰児殺に対する量刑のパーセンテージ表

年次	死刑	懲役又は禁錮								
		無期	15年以上	10年以上	5年以上	3年以上	1年以上		6月以上	6月未満
明治42年		3.59	3.59	3.59	19.3	40.1	29.9			
							2年以上	1年以上		
43	1.21	0.55		1.65	9.41	44.0	25.3	18.1		
44				1.61	8.60	37.0	34.4	18.3		
45	0.45	0.45	1.79	0.89	3.59	33.1	35.8	23.3	0.45	
大正 2	1.01		1.51	1.01	6.03	17.6	48.8	24.1		
3	0.69	2.06		1.03	4.87	21.7	42.0	27.6		
4			1.00	0.50	3.01	21.6	42.7	31.2		
5			1.04	2.08	3.64	13.0	46.9	33.3		
							3年未満	2年		
6	0.56	0.56	0.56	0.56	3.90	24.6	2.23	38.6	28.4	
7			1.15	1.72	2.87	27.0	2.29	37.9	27.0	
8			0.65	0.65	5.85	20.1	0.65	46.1	26.0	
9					2.28	21.4	0.77	50.3	25.2	
10		0.60	0.60	0.60	3.59	17.9	0.60	45.0	31.1	
11					0.86	11.9		46.1	41.0	
12					3.96	7.94	0.79	50.8	36.4	
13	この年に限り普通殺と合表									
14					2.70	1.80		69.5	26.1	
15					0.77	0.77		64.6	33.7	
昭和 2					3.63	5.45		60.9	30.0	
3					2.04	6.13		67.5	24.5	
4		1.02				1.02		84.8	13.3	
5				0.99	0.99	1.98		83.4	12.9	
6					0.95	1.91	1.91	86.6	8.55	
7				1.15	1.15	4.60	1.15			
8				0.6	2.24	5.96		85.1	6.71	
9			1.24		0.61	4.88	81.1	12.4		
10	0.92					6.42	83.2		9.20	
11				2.58	0.86	6.89		82.6	6.89	
12				0.83	2.50	5.83		82.5	8.34	
13								94.9	5.07	
14				1.10	2.20	5.50	1.10	79.3	11.0	
15				1.59				93.5	4.76	

「量刑の変遷に関する統計」罪名別量刑区分百分率の累年比較，24頁による。

表—33　イギリスにおける嬰児殺(女子)の量刑

(1959～1965)

	総数 (A)	不起訴	無罪 (B)	有罪	絶対的免責(無条件)	条件付免責	1959年精神衛生法60条による入院命令	1959年精神衛生法65条による拘束命令	保護観察プロベーション	拘禁刑	その他
1959	14	2	2	10					9		1
1960	18		2	16		4			11		1
1961	14		1	13					12		1
1962	18		1	17		2			10		5
1963	14		1	13					9		4
1964	13		1	12	1	1	1	1	8	1 (6月以下)	
1965	18		1	17			3	3	10		
7年間の合計	109	2	9	98	1	7	4	4	69	1	12

無罪率$\frac{B}{A}$＝0.08(強)

Home Office, Criminal Statistics, England and Wales 1965 による。

表—34　ドイツにおける嬰児殺(女子21歳以上)の量刑

(1960～1965)

年次	総数	有罪人員	重懲役		軽懲役								附随刑及び附随的効果—民事上の名誉権，公民権喪失	その他
			2年を越えて～3年以下	3年を越えて～5年以下	計	1月を越えて～3月以下 計	1月を越えて～3月以下 内，執行猶予	3月を越えて～9月以下 計	3月を越えて～9月以下 内，執行猶予	9月を越えて～1年以下	1年を越えて～2年以下	2年を越えて～3年以下		
1960	26	26	1	2	23			1	1	3	14	5	2	
1961	28	27			27			8	7	2	14	3	1	
1962	26	22			22			6	6	2	8	6	1	
1963	17	14		1	13			3	3	3	6	1	1	1
1964	15	14			14			3	3		7	4		
1965	22	22				1	1	6	6	4	9	2		

Bevölkerung und Kultur, Reihe 9. Rechtspflege, 1960～1965 による。

表—35　フランスにおける嬰児殺の量刑

(1960～1964)

年次	死刑	強制労働と無期の禁錮重労働	強制労働と一定期間の禁錮重労働	その他の刑	累犯	執行猶予	試験観察付執行猶予	計
1960			1	14		8	1	15
1961				14		6		14
1962			1	16		6	2	17
1963			1	23	1	1	1	24
1964			5	19	2	8		24

Compte général de l'Administration de la Justice criminelle et de la Justice civile et commerciale. Année 1960～1964による。

いても、多くの制限つきではあるが、嬰児殺については独立の構成要件を設定するとともに、寛刑をもつて臨むのが一般であるといえる。もつともこれら嬰児殺規定をもつ諸外国の場合は ⓐ基本的な殺人罪に対する法定刑の枠がわが国ほど広くなく、嬰児殺の特別な規定がないときは、とくに情状酌量すべき場合にも一般に重刑で処断しなければならなくなること、ⓑ嬰児殺罪においては、行為の主体、客体、さらには行為事情（とくに精神状態）等限定されていること、[46] 他方、ⓒ堕胎は原則として厳罰で臨まれ、[47] ⓓしかも社会倫理的にもキリスト教的人命尊重のバックボーンに支えられていることを忘れてはならないであろう。

これに対して嬰児殺の特別の構成要件をもたないわが国においても実務上嬰児殺は殺人罪の中で独立のものとして扱われ、これに対する刑は、前述の標準科刑が示すように、寛刑をもつて臨まれている。[48] しかし、わが国の場合、嬰児殺の特別な構成要件がないところから、嬰児殺といつても、その要件はたかだか客体についての制約（生後一二ヵ月未満の嬰児とされるが、これとて明確に実施されているとはいい難い。二七頁参照）を除いて、多くの立法例に見られるような行為主体の制約はない。もとより犯罪の性質上非嫡出嬰児の母が行為主体となることが圧倒的に多いのであるが、表—29および表—31—bからも窺われるように母以外、父（嫡出、非嫡出嬰児の）、祖父母、時としては他人でさえ嬰児殺の主体から除外されることはない。これは、わが国の嬰児殺が実務取扱の便宜上独立のものとされているだけで、結局は一九九条の普通殺の適用範囲内のものであることに想い到れば、むしろ当然というべきものであろう。ただ、嬰児殺の範囲を画するには、これが妥当であるとしても、せめて、実質的な量刑の面では、行為主体（同時に行為事情）による区別考量がなされてもよいように思われるが、もともとわが国の殺人罪は量刑の枠が広く、しかも実際の科刑は、法定刑の下限に集中しているため、[49] 際だつた区別は指摘できない。僅かに執行猶予率の差異（表—31—b参照）にこの点の考慮を窺うのみで、三〇年量刑資料においてもこの点につき触れたものは見当らなかつた。

嬰児殺に対する明瞭な標準科刑は、前述のように大正末期から昭和初年にかけて形成されたものである。当時は前述の諸事情により、それなりの具体的妥当性のあるものであつたといえよう。また科刑が法定刑の下限に集中する傾向と相俟つて今日に至つているとも云えよう。しかし、再三触れるように、戦後優生保護法の制定、社会倫理観の変遷等によつて、真に情状酌量すべき嬰児殺の事例は減少した。女子の殺人の場合は、男子の殺人の場合に比べて、動機その他の点で同情すべき場合が多いのであるが、最近の嬰児殺の事例においては、生理的な条件から終局的な責件を負わされ、犯行へと追いこまれた行為者と、そこまで追いこんだ相手方（男子）の法的無責任とのアンバランスという不合理さが、嬰児殺を犯した母を責めることに心の痛みを感じさせる点を除けば、嬰児を殺す必然的な原因も、強力な酌量事由も見出し得ない場合がむしろ多い。[50] その意味では、嬰児殺の社会的背景、またその実態が変化したのに、一般的には標準科刑の固定化した形骸のみが残つているようにさえ思われる。

(3) 行為事情

(イ) 殺害時期及び方法と科刑

今回の二一例につき、殺害時期と刑との関係を示すと表—36の通りで、嬰児の大小だけが量刑の基礎となるのでないことが明らかである。

次に殺害の方法であるが、女子の殺人は毒殺が多い点に特徴があることは多くの論者の指摘するところである（例えばスコット、タルノウスキー、ポラック、スミス、小野・近藤、三田、広瀬ら多数）[51] が、嬰児殺の場合は客体が無力な嬰児であるため、毒物を用いるまでもない。とり扱つた二一の事例における殺害方法は大別すると墜落産、絞殺、扼殺、鼻口圧、放置の五種となる。[52] これら五方法について、さらに併合罪との関係を考慮して図表化したのが表—37である。

この表からは、墜落分娩の一例が標準よりかなり軽いのが目立つほかは、殺害の方法もまた併合罪も、死体遺棄との併合

表—36　殺害時期と科刑との関係

殺害時期	懲役	執行猶予	人数
出産時又は出産の直後（合計19名）	5年		1人
	3	4年	4
	3	3	9
	2	4	1
	2	3	3
	1年6月	2	1
生後3カ月	3年	3	1人
8カ月	2	3	1

表—37　殺害方法，罪数と科刑との関係

殺害方法	併合罪名	懲役	執行猶予	人数
墜落産	死体遺棄	1年6月	2年	1人
同上	同上	2	3	1
同上	—	3	3	1
同上	窃盗・横領 死体遺棄	3	4	1
絞殺	死体遺棄	2	3	1
同上（生後8カ月）	—	2	3	1
同上	—	3	3	2
同上	死体遺棄	3	3	1
同上	—	3	4	2
扼殺	同上，窃盗	3	3	1
鼻口圧	—	2	3	1
同上（生後3カ月）	—	3	3	1
同上	死体遺棄	3	3	3
同上	売防違反	3	3	1
同上	死体遺棄	3	4	1
放置	死体遺棄	2	4	1
同上	死体遺棄 常習累犯窃盗	5		1

罪はもとより、よほどのこと（例えば他に財産罪を常習的にくりかえしているとか）がない限り異種の犯罪との併合罪も、量刑上とくに区別されていないことがわかる。しかし、仔細に検討するとき、個別的には手段その他が微妙に量刑に影響し、個別—具体的妥当性が志向されていることを知るのである（例えば別稿量刑資料嬰児殺事例二参照）。

(ロ)　量刑事情

今回の対象例は事例数が少ないので、これを一般化して論じることは避けなければならないことを予め念頭に入れて、減軽・酌量事情を見ることにする。

表—28—aが示すように、対象例中東京地裁関係の一九例は全部執行猶予である。これは三〇年量刑資料の女子の嬰児殺

の執行猶予率が九二・六パーセントであるのと比較してもなお高率であるが、これは、被告人の年齢がとりわけ若く（全員二〇代。しかも一九名中一六名は二五歳以下である。「三〇年量刑資料」では、女子の嬰児殺有罪者は四一名であるが、うち、二五歳以下一八名、三〇歳未満二三名、三〇歳以上一八名であつたのと比較しても顕著である）、前科、前歴のないこと（本来前科、前歴のないことは酌量事情ではないが、これを考慮するのが慣例のようである）が考慮されたものように思われるが、判決自体において、この点に明示的に言及したものは思つたより少なく、反対に量刑事情については全く言及しない（三例）か、酌量事情を列挙することなく、単に「情状により」刑の執行を猶予するのを相当とする（五例）というだけに止まるものが四割近くもある。これに対して、判決中量刑事情として考慮された主なものを列挙すると表—38の通りである。

表—38　嬰児殺事例の減軽・酌量事情

情状酌量された事由	事例数
反省・悔悟・改悛の情	8
妊娠の相手方の無責任	3
初犯である（前科・前歴のない）こと	3
充分な監護・監督者がいること	3
結婚を約束し，又は望む者がいること	3
若年であること	2
発作（偶発）的犯行であること	2
無知・低劣な知能	2
出産直後の興奮状態でなされた犯行であること	1

法律上減軽事由	事例数
心神耗弱	2
自首	1

反省悔悟、改悛の情が考慮されたのが八例で、最も多い。これが量刑に際して重要視される因子であることは前掲中判事補の論文（「量刑の実際とその諸問題」）所掲の第2表[53]にもうかがわれるが、今回の嬰児殺の対象例においてとくに最多としてあらわれたのは、注目に価する。改悛の情は仮出獄の条件（刑法二八条）ではあつても、執行猶予の条件ではない。しかし二一例中二〇例が刑の執行猶予付とされた嬰児殺において反省・悔悟・改悛の情がとくに酌量減軽の第一の事由とされているのは、他に特別の酌量事情がないことと、執行猶予が実質的な釈放である点で仮釈放との共通性が求められなくはないことから、無意識的に改悛の情が重視されたものと理解することはできないだろうか。

殺人罪については、従来から被害者側に非難されるべき点があつたことが情状酌量に際して考慮されて来たといえるが、嬰児殺に関する限り、被害者には何ら問われるべき責はない。その代り、妊娠、出産の**相手方**（嬰児の父）**の無責任な態度**が、母親である被告人の責任を軽減する働きをする（三例）。相手方の強制的な情交による懐妊の場合はもとより（この場合は、優生保護法の適用により適法な人工妊娠中絶も可能である。同法一四条一項五号参照）、不倫関係による妊娠の場合であつても、嬰児に対する責任は事実上の父母双方にある筈であるが、懐胎するのは女だけであるから、結局母親だけがその全責任を負わされ、追いつめられ、堕胎又は嬰児殺へと駆りたてられることになり、父親の方は直接手を下し、母親の行為に加担しない限り、刑事責任を問われることはない。堕胎又は嬰児殺を犯す母親は、観点をかえれば一種の被害者であるとさえ云うことが出来る。正しく哀しき女の性のもたらす結果であつて、この現象はたとえ歴史的、社会的情勢がどのように変化しようとも、古今東西に普遍的事実である。判例が被告人のみを責めることができず、相手方の無責任を刑の減軽事情として考慮するのは、その意味で正当であろう。

また、東京地裁の事例のように、**年齢の若い**行為者については、端的に若年であることが酌量事由とされる（二例）が、このほか、**充分な監護、監督**の期待できる者のいること（家族または雇主）、さらには**結婚**を約し、またはこれを希望する者がいることが酌量事由とされるのも、被告人の若年令と関連していると見られる。ことに、結婚の相手方がいるということが明示の酌量事由とされていることは、女性にとつて、結婚は永久就職であるとも云われていることと関連して、とりわけ関心を惹くのである。

前科、前歴のないことも、一般的な酌量事由とされているのはむしろ奇妙であるが（本来法定刑は前科のないこと、正しくは累犯者ではないことを予定しているのであるから、前科のないことが独立の酌量因子とされるのは法本来の趣旨ではない筈である）、刑の執行を猶予するためには、原則として「前に禁錮以上の刑に処せられたることなき者」でなければならない（刑法二五条）か

ら、二一例中二〇例までが刑の執行猶予付の嬰児殺事例においては、前科前歴のないこと（初犯であること）はむしろもつと多くの事例で明示されてもよかつたように思われるが、実際にこれを酌量事情として挙げたものは三例に止まる。

嬰児殺の事例では、妊娠・分娩の事実を完全に隠そうとあらゆる努力をすること、また分娩の瞬間が来た時も生れて来る子供のために何の準備もしていないこと、ひたすら秘密保持に全精神を集中すること、殆どが生まれるとすぐ殺してしまつではいるが、事前の何の計画もないから殺す手段は却つて単純なこと等、すでに多く指摘されているところであるが、[54] 全く同様のことが対象例においても指摘されるところで、臨月まで何の準備も、措置もとらず、徒らに思い悩むのみで日を過しているのが殆どである。嬰児殺の事例では、一方では本人自身について問題があり、胎児に対する母性本能、診療に伴う羞恥心、人工妊娠中絶手術に対する不安感、手術に要する経済的負担に対する配慮等からズルズル分娩期を迎え、結局行為に出る、ということも相当の理由ではあろうが、さらに心神耗弱に近い精神状態にある場合が多いのではなかろうか。嬰児殺の場合、殆どが刑の執行を猶予される（表—28—a、31—b参照）ため、知能指数等を知るデータを欠くが、わが国で、女性犯罪者として刑務所に入所するような者は、後の機会に実証するように、驚くほど知能の低い者が多い。[55] 嬰児殺は刑務所の世話になることこそ少いが、この点ではやはり例外ではないように思われる。また、実際に対象例の中には、軽度の精神分裂病を病む母をもつ者もあり、明らかに精神疾患の疑のある場合をも含めて、精神鑑定の事例は一例もなく、量刑事情としてこの点に言及し、かつ心神耗弱を認めたものは二例に止まつたのは残念に思われる。

このような行為者本人の内在的な問題の他に、嬰児殺の事例では、周囲の無関心にも問題があるように思われる。妊娠の事実に気づかれないようにとの本人の努力は涙ぐましいものがあつたにせよ、今回の対象例の大多数の場合のように、ごく若い未婚女性のケースについては、周囲、とくに家族、雇用者等が早期に気づいてくれれば、分娩を迎えるにしろ、それ以前に処置するにせよ、嬰児殺の他に何らかよりよい方法はあつたものを、と思われる。

何れにもせよ、右の諸事情につき、説明なしに標準科刑を言渡すのではなく、それらの点にも言及することによつて、刑の具体的妥当性が期待し得るのではなかろうか。

法律上減軽の事由としては、自首減軽が認められたものが一例あつたのみである。しかもこの自首ケースは対象例中最も月齢の進んだ生後八ヵ月の嫡出女児殺で母子無理心中の形態であつて嬰児殺としては特例の場合である。このケースを除き嬰児殺の場合自首の例がないのも、今回の特徴である。

(37) 不破・前掲「刑の量定に関する実証的研究」刑事法上の諸問題二二七～二三四頁。

(38) 植松・「嬰児殺に関する犯罪学的研究」刑事法の理論と現実(一)、小野博士還暦記念一八三～一三一頁。

(39) 不破・前掲論文二二八頁、植松・前掲論文二一一頁。

(40) 嬰児殺を犯して実刑に処せられている七名のうち、笠松刑務所に収容のM・Hは懲役六年でかなり刑が重い。これは実母の不義の子殺しという、嬰児殺としては特異の事例であるが、犯行当日、さらに、情夫の家に放火し、現住建造物を焼燬したため刑が重くなつたもので、量刑の面では嬰児殺として取扱うのは不適当と考えられた。また、栃木刑務所に収容のM・K及びT・K、和歌山刑務所に収容のY・N、麓刑務所に収容のH・Kの場合は、複数の実子殺の事例で、嬰児の他に幼児をも殺害しているため、実刑となつたもので、これも嬰児殺としてではなく、実子殺しの範疇に入れる方を妥当と考えたので以上五例を除外した。ただし、和歌山刑務所収容のT・Yの場合は、嬰児殺・死体遺棄の他に窃盗・横領を重ねながら懲役三年（執行猶予四年、保護観察付）の言渡をうけたのに、猶予期間中にさらに詐欺・窃盗を働いたため、前刑と併せて刑の執行を受けるにおよんだもので、嬰児殺の分を分離して扱うことができるし、また笠松刑務所に収容のS・Kの場合も常習累犯窃盗との併合罪ではあるが、嬰児殺の方が重大な犯罪として量刑が為されているので、この二例は今回の対象に加えることにした。

(41) 従つて一九二七年の R. v. O'Donoghue 事件では、八月一九日生れの子供は九月二一日には〝新生〟児（"newly born" child）ではないと判決されている。Cf., L. F. Sturge, Stephen's Digest of the Criminal Law, 1950, p. 226, Notes 5.

(42) ケニーによれば、一九二二年の嬰児殺法制定前、一九〇五年から一九二一年までの一七年間に六〇人の婦女が嬰児殺人罪として死刑を言渡されたが、このうち五九人の場合に減刑が行なわれた。この理論と実際との相違を除去するために一九二二年の嬰児殺法が制定されたのだという。J. W. Cecil Turner, Kenny's Outlines of Criminal Law, 19th ed., 1966, p. 195. なお、イギリスでは母親の胎盤内にある胎児はもとより、分娩中、母体から完全に分離されないうちは、まだ殺人罪の客体としての human being ではなく、従つてこれを殺害しても殺人罪とはならない（cf., Stephen's Digest, p. 206）というように、人の始期について極めて限定的に考えられているのも、従来謀殺の刑が死刑に限定されていた

ことと関連をもつものと考えられる。

(43) 一九三八年嬰児殺法は「生後一二ヵ月未満の自己の子供の死を故意の作為又は不作為により惹起させた婦女」（傍点筆者）を行為の主体として規定しているのであるから、植松・前掲論文一九五頁注（1）が「イギリスのようにわが国同様、犯罪主体を格別女性に限ることにしていない法制のもとにおいても、嬰児殺犯人はみな女性となつている。これは法規上の限定はなくても、嬰児殺の概念をドイツ、フランスにおけると同様に解釈して、この罪名を附しているからであろう」としているのはなにかの誤解にもとづくものと思われる。イギリスで嬰児殺犯人が女性ばかりなのは法規上当然なことである。

(44) 堕胎の減少についても同じ理由をあげることができよう。例えば、スミスは産児制限の普及が嬰児殺の数を減少させ、また今日の西欧諸国の大多数で、私生子に対する態度が一層寛大になつていることを指摘し、これら二つの理由から堕胎の数も少なくなつたとしている（Smith, op. cit., p. 26）。これとの関連で、ヴァージニア・ウィンパリスのあげる各国の私生子出生率は、論者の云うように、その数字が関係国家にとつて社会問題の大小を厳密に反映してはいない（その極端な例がアイスランド）としても、なお興味をひくものがある。Cf. Virginia Wimperis, The Unmarried Mother and Her Child, 1960, pp. 32～37. ただ、わが国では、戦後、性的解放と産児制限とが並行して進められ、さらに優生保護法の制定がこれに加わつて、産児制限の普及が直ちに堕胎の減少にはつながらなかつたように思われる。なお堕胎罪については、とくに小泉英一・「堕胎罪の研究」（昭和三一年）参照。

(45) 植松・前掲論文一九九頁。ここには Parmelee, Criminology, 1926, p. 59 が引用されているが、同旨のものとして他に Aschaffenburg, a.a. O., S. 70, Smith, op. cit., p. 26 をあげることができる。

(46) 行為主体は大多数が母親のみに限定し、他は、母親のほかに母方の祖父母（スペイン、ポルトガル）、その他母方の親族を含むもの（アルゼンチン）、無限定のもの（イタリア、トルコ）があるが少数である。また母親の中でもとくに婚姻外の子の母又は不法な情交によつて懐胎した婦女に限定するものさえある（ベルギー、ドイツ、フィンランド、ハンガリー。オーストリアは嫡出子の場合と非嫡出子の場合とを区分する）。行為の客体としては生後一二ヵ月未満の嬰児を対象とするイギリスを最広範囲として、生後八日以内の嬰児（ポルトガル）、又は新生児（フランス、スペイン、チェコスロバキア、トルコ）のほか、多くは分娩中又は分娩直後の嬰児に限定する。また行為事情についても、動機として不名誉を隠すために又はせつぱつまつて犯された場合に限定するもの、分娩によつて生じた精神的な錯乱の影響下に行為が行なわれることを条件とするもの等の限定を付している（表—26参照）。

(47) もつとも堕胎罪に対する処罰はその国の社会倫理観、とくに性的解放と無関係ではない。その点で比較的自由なスウェーデンでは、婦女自身の堕胎（二年以下の拘禁であるが、酌量すべき状況があるときは軽減される—スウェーデン刑法第三章四条一項）は原則として訴追されないものとされ（同法同章一一条一項）、ソ連では、さらに、もつと徹底して自己堕胎は完全に不処罰とされ、医師による不法堕胎および医学的

素養のない者による堕胎が処罰されるのみである（一九六〇年ロシア共和国刑法典一一六条参照）。同様にしてチェコスロバキア刑法二二九条も「自ら堕胎を行ないまたは他人に堕胎を依頼もしくは許容した妊婦自身は、教唆又は幇助に関する規定にかかわらず処罰されない」と規定している。これに対して欧米では堕胎罪だけではなく、堕胎のための薬物、物件等の広告、陳列等まで処罰の対象とされている（例えばドイツ刑法二一八、二一九条、一九六一年イリノイ州刑法二三条二節、同三節、一九六二年アメリカ模範刑法典二三〇・三条六項など参照）。なお、堕胎罪の立法例の中にはドイツ刑法二一八条のように、わが国のそれとは異つて、胎児の殺害を要件とするものが注目される。

(48) 前掲表—23によれば、一般の刑の執行猶予率は昭和三六～四〇年の五年間平均で男子四七・五％、女子六九・九％に対し、三〇年量刑資料では、表—31—bの通り、男子六四・二％、女子九二・六％であり、東京地裁の資料に至つては、女子一〇〇％（表—28—a参照）である。前掲武安・所・「日英独三国における生命犯に対する刑の量定(二)」第4表も、昭和三一～三三年平均で尊属殺を除く一般殺人に対する執行猶予率が三二・二％であるのに対し、嬰児殺の場合は七八・三％と格段の開きがあることを示している（法曹時報一四巻九号四三頁）。

(49) この点は多くの指摘するところである。例えば、武安・所・前掲論文四二頁。高橋正己・前掲「量刑の変遷について」三五四頁。また刑事裁判資料第五九号「量刑の変遷に関する統計」三七頁は「嬰児殺における寛刑傾向はその極限に達していると謂わねばならない。」としている。

(50) よく母性愛は女性の犯罪抑止の役割を果すといわれ（例えば三田・前掲書一一頁）、嬰児殺は母親がその母性愛との葛藤の末最愛の我が子を殺害する場合で、情状まことに憐れむべき場合だともいわれる。しかし、昨今、日本にも母性愛絶対で、わが子のため自己犠牲を惜しまない多くの母親達の中に、全く自己中心で他人はもとよりわが子さえ眼中にないといつた娘たちがあらわれて来ている。しかも「産みの親より育ての親」という諺もあるように共に生活し、育んでこそ愛は深まるもので、分娩直後で、うす気味悪い肉塊のようにさえ見える嬰児に対しては愛情よりも困惑が先に立ち、しかも何の抵抗もない客体であるために安易に、夢中で殺害することは往々にしてあり得ることであろう。嬰児殺と幼児殺（親子心中の形をとることが多い）とは、かなり事情を異にする（この意味でも一年未満児をすべて嬰児として扱う今の裁判慣例には疑問がある）し、若い世代における母心の変容にももう少し注意を払うべきではないだろうか。

(51) R. Scot, The Discovery of Witchcraft, 1665, p. 66（但しスミス前掲書二四頁の引用による）, P. Tarnowsky, Les Femmes Homicides, 1908, pp. 104～333（但し次のポラックの引用による）, Pollak, op. cit., pp. 16～17.（広瀬訳・一九～二〇頁）、小野・近藤・前掲論文一五頁（通巻一〇二三頁）、広瀬・前掲「女子殺人者の精神医学的研究」六九頁など。また、スミスは、イギリスでは一九五五年以降絞首刑に処せられた女性はいないが一九二四年から一九五四年までの間にイギリスで八人の女性が殺人罪で処刑されたが、そのうち半数の四人は毒殺であつたと報告している。Smith, op. cit., pp. 22, 24. このほか前記ポラックはフランスにおけるラカッサーニュ（Lacassagne）、アメリカにおけるトムプソン（Thompson）の実証を紹介している（前掲頁）。又、ウンルーは、一九二八年から一九三三年までのドイツの謀殺統計に基づいて謀殺の男女比を出しているが、それによると、謀殺全体については八九・七六％（男）対一〇・二四％（女）、特別（毒殺を除く）謀殺では、九三・二六％対

六・七四％であるのに対し、毒殺だけだと五三・八五％(男)対四六・一五％と一躍女子の比率が高くなる。絶対数では毒殺でも男子の数には至らないがほぼこれに近く、右も女子の殺人の手段として毒殺が多く用いられることの一つの証左と云えよう。Claus Unruh, Der Giftmord, Tat Täter Opfer, 1965, S. 99, 67, 75.

(52) 嬰児殺の実行行為中「墜落産」というのは、便壺内に産み落し、汚物の吸引によつて窒息死させるもので、衛生設備の完備しないわが国特有の殺害方法である。ただ、絞・扼殺その他の殺害方法の場合と異つて、分娩前にすでに殺意が形成されていると考えられる点で注目される。欧米の嬰児殺の殺害方法については、ポラックは窒息殺、絞殺、傷害又は頭蓋骨折、毒殺、火傷、溺殺、必要な処置の懈怠等をあげ(Pollak, op. cit., pp. 20~21)るが、モートンは、主として絞殺(そのほかではタライか桶で溺死させる)をあげている(Morton, op. cit., p. 69)ほかプッペの研究では窒息殺が四九例中二五例と過半数を占めていることが指摘されている(cf., G. Puppe, "Zur Psychologie und Prophylaxe des Kindesmordes," Deutsche Medizinische Wochenschrift, XLIII (1917), S. 610 f.)。絞殺ないし窒息殺が多い点に彼我の共通性が認められるが、トイレ内の殺害として墜落産に代つて溺殺が行なわれ、その他わが国では殆んど見られないが、針・鋏・庖丁による傷害刺殺、火傷(とくに犯跡をくらますため)なども見られ、変化が認められるが、わが国の場合は殆ど墜落産、絞・扼殺、鼻口圧の四方法に限定されている。

(53) 中・前掲論文、刑法雑誌12巻2・3・4号二〇〇頁。本表は東京、大阪を中心に全国一〇余箇所の地方裁判所の刑事裁判官に量刑に関するアンケートを出して得られた結果を表示したものの一部で、窃盗、傷害、業務上過失事犯に関する「被告人の諸事情中重要視される因子」を列挙されたもので、反省悔悟はそれぞれの罪につき六位、四位、五位で重要視されている。

(54) 例えば J.H. Morton, "Female Homicides," J. Ment. Sci., LXXX (1934), p. 68, Pollak, op. cit., pp. 21~22(広瀬訳・一二五頁)、Smith, op. cit., pp. 25~26, etc. 参照。

(55) もつとも、少なくともアメリカでは事情を異にするようである。キャサリン・サリバン女史によれば、彼女がアメリカの刑務所で扱つた女性たちは「みんな非常に気だてのよい、有能な女性たちで、……彼女たちは大抵人並かまたはそれ以上の知性をそなえている。」「……彼女たちは、たいがい、自分の家と大家族をもつており、子供達から敬慕されている」という(Katherine Sullivan, Girls who go Wrong, 1956, p. 150. 但しアン・スミス・前掲書二七頁引用による)。またポラックも多くの学説を紹介し、結局、女子囚人は男子囚人よりも精神的欠陥者の率がある程度高く(しかし男女別を論ずるに足りない程度の差)女子の方が明らかに幾分好ましくない知能程度にあるが、それは大部分売春婦の低い知能水準によるものであるとする。Pollak, op. cit. pp. 113~115. (広瀬訳・一一三~一一五頁)

b　尊属殺人

(1)　概説

尊属殺人罪は、多くの立法例に見られるような謀殺、故殺、嬰児殺の区別もなく、極めて包括的―抽象的で、法定刑の枠、従つて量刑の範囲の広い殺人罪の規定の中で、わが現行刑法が認める例外的加重類型である。

尊属殺人罪は、沿革的には、ローマ法の parricidium 以来、ひろく諸国で認められていたといわれるが[56]、今日、これを規定する立法例は比較的少なく、さしあたり知りえたものの中ではベルギー刑法三九五条、中華民国刑法二七二条一項、フランス刑法二九九条（なお三〇二条並びに三二三条参照）、モナコ刑法二八四条、ポルトガル刑法三五五条、ルクセンブルグ刑法三九四条くらいである[57]。その他では、尊属殺、卑属殺の双方に対して刑の加重事由とするイタリア刑法五七六条一項二号、ブルガリア刑法一二七条d号、トルコ刑法四五〇条一号などが注目される[58]。さらにハンガリー刑法三五二条[59]は、尊属殺と配偶者殺と複数人殺害とを並べて刑の加重事由としているのが特徴であるが、もつと広範囲に、いわゆる近親謀殺の中に直系尊属を含むもの（例えば、アルゼンチン刑法八〇条一項一号、スペイン刑法四〇五条）[60]など、実質的に尊属殺に重刑を規定する立法例は必ずしも稀とは云えない。従つて、英米刑法はもともと通常殺人から区別して尊属殺重刑という観念をもたず（もつともこれは英米刑法では、元来、通常殺人の刑そのものが、従来、極刑で臨まれていた――表―26イギリス刑法の部参照――ため、尊属殺をさらに重刑で処罰すべき理由も、またその余地もなかつたことによるものと思われる）、ドイツ刑法はかつて尊属殺人罪を規定していた二一五条（「直系尊属に対する故殺は、一〇年以上の重懲役又は終身の重懲役に処す。」なお、通常の故殺は五年以上の重懲役である）を一九四一年九月四日の刑法改正法律によつて削除したので、今日の主要な立法例で尊属殺人罪の規定をおいているのは、フランス刑法のみであるという指摘[61]は、正しい、としても、尊属殺を刑の加重事由に数える立法例は、今日でもまだ相当数

あるということは、率直に認めるべきであろう。

ともあれ、通常の殺人に比べて、尊属殺を重く処罰することは「忠・孝」を教育の基本理念として掲げ、家族制度を前提としたわが国の戦前の社会倫理観の下では、むしろ当然とされようが、これらがすでに根底から覆えされ、憲法上「法の下の平等」（憲法十四条）が保障された戦後は、尊属殺規定は違憲ではないかという論議を生むことになつた。この問題について、最高裁判所は合憲とした（最判大法廷昭和二五年一〇月二五日刑集四巻一〇号二一二六頁。なお尊属傷害致死につき最判大法廷昭和二五年一〇月一一日刑集四巻一〇号二〇三七頁参照）[62]が、これを違憲とする真野、穂積裁判官の少数意見があり、学説また分れるところである[63]。しかし、何れの立場をとるにせよ、死刑又は無期懲役のみを規定する尊属殺の法定刑は、実際上、尊属殺の事案が、その具体的情状において、通常殺人の場合よりも却つて同情に値するものが多いのに対して、酷に失するうえ、犯情の重い尊属殺人に対しても、通常殺人罪の法定刑は死刑、無期懲役をも規定しているのであるから、これで足りる、という理由で、立法論的には尊属殺人罪の規定（二〇〇条）を廃止すべきであるとする点では殆ど一致しているといえよう。また、改正刑法準備草案は、これを廃止することにしている[64]。従つて尊属殺人の罪名は、いずれは消え行く運命にあり、それが現実の量刑にも何ほどかの影響を与えていると考えられる（別稿量刑資料尊属殺事例四参照）。

ところで、尊属殺人罪については、前にも一言したように、行為者に同情すべき事情の多い場合が一般の殺人例より多いこと[65]、換言すれば、破害者側に主として非難されるべき点がある場合の多いことは、大方の指摘するところであり、大塚教授は「わが国における尊属殺人事件の大部分は、行為者に精神異常がみられるか、被害者たる尊属にむしろ強く非難されるべき行状がうかがわれるかのいずれか」であるとまで云われる[66]。尊属殺人罪についても、植松教授の労作「尊属殺害の犯罪学的考察」ならびに、「近時における尊属殺害事例の集約的考察」[67]に貴重なデータその他で負うところが多いのであるがその対象例三六例全部についてのデータを表示した第三表[68]（本稿表―39―a参照）に記載された遠因及び動機から判断して被

表—40—a　男子の尊属殺人事例の被害者

行為者との続柄	人　数	百分比
父	33	55.0
母	12	20.0
舅	1	1.7
姑	0	0.0
養　父	2	3.3
養　母	5	8.3
継　母	3	5.0
祖　父	2	3.3
祖　母	2	3.3
合　計	60	100.0
父の内妻 1	嫂	1
叔　父 1	弟	2
妻 3	子供	2

但し下段は同一の機会に殺害された尊属以外の者。

表—40—b　女子の尊属殺人事例の被害者

行為者との続柄	人　数	百分比
父	7 (3)	20.0
母	4 (3)	11.4
舅	4 (2)	11.4
姑	14(12)	40.0
養　父	2 (0)	5.7
養　母	1 (1)	2.9
祖　父	1 (1)	2.9
祖　母	1 (1)	2.9
夫の祖母	1 (1)	2.9
合　計	35(24)	100.0
姉 1	弟	3 (3)
妹 2	長女	1

但し（　）内数は今回の対象例。
下段は同一の機会に殺害された尊属以外の者。

害者たる尊属の方に原因があり、行為者に同情すべき場合と考えられるものが少なくとも一三例（三六・一％）あり（もつともここでは対象例三六例中詳細を紹介されたのは一三例のみであるから、決定的に云うことはできないが）、三〇年の量刑資料では、二七例（表—39—b）中、主として被害者側が非難されるべき場合が九例（三三・三％）、これに準ずる場合が四例（一四・八％）、両者の合計一三例（四八・一％）であつたのに対し、今回の対象例二四例（表—39—c）についてみると、三〇年量刑資料の事例ほど典型的なものばかりではないので、分類に窮するものもあつたが、大よその分類によれば主として被害者に非難されるべき点が存する場合が四例（一六・七％）、これに準ずる場合が五例（二〇・八％）、両者の合計九例（三七・五％）で、何れも相当高率であることがわかる（表—39—c参照）。

次に表—39—a～cから被害者をとり出してみると、表—40—a、bとなる。

この表から、男子の尊属殺においては、父殺しが過半数を占めるのに対し、女子の場合は姑殺しが四割（対象例では五割）を占めているのであつて、ここから、女子の尊属殺においては嫁、姑の葛藤が原因となつている場合の多いことが容易に推測されるのであり、又これを職業別に見ると（表—39参照）、農業の多いことが目立つ。[70] 職業別で最も多いのは無職であるが、家庭の主婦が舅、姑その他の家族不和の結果犯行に至る場合が多いので当然であり、また無職とは云つても農家で農作業の手伝いをしている例もあるので、実質的に農業は計上値を上まわるのである。このことは、尊属殺人は農村犯罪である、という従来の定説[71]が正しいことを意味するものであり、同時に、尊属殺人は農家のように老夫婦と若夫婦とが同居して大家族制度をとるところに生じ易いことを実証するものである。都会的な老・若夫婦別居という方式をとれば、平和を保ちうる家族関係が、同居[72]ということによつて日常の些細な不満が雪だるま式にふくれ上り、新旧思想の衝突、加えて老境に徹し得ない女心の若々しい嫁への女としての嫉妬心、息子をとられたような淋しさ、又はいくつになつてもなくならない男の好き心等々がプラスされ、原因や動機をつくり上げる（その意味では、戦後かなり増加が見られた尊属殺が昭和三六年以降めだつて減つた（表—42—a～c参照）のは住宅事情・経済事情と併せて生活様式の変化等にも関係があるように思われる）。

また行為者は知能の低い者が多いせいもあつて（表—41参照）多かれ少なかれ追いつめられた思いで、他に方法はないと思いこんでしまい、短兵急に結論を出そうとして破局を迎えることを想像させる。

表—41　対象例犯人の知能指数

測定数値	人数
測定不能	1
50以下	1
51～60	4
61～70	6
71～80	2
81～90	3
91～100	4
101以上	1
不明	2

(2)　宣告刑

旧刑法（明治一三年）三六二条一項は、尊属殺について「子孫其祖父母父母ヲ謀殺故殺シタル者ハ死刑ニ処ス」と規定し、尊属殺に対する刑を死刑に限定していたが、現行刑法（明治四〇年四月二四日公布、明治四一年一〇月一日施行）二〇〇条は、死

刑の他に無期懲役を規定した。現行刑法が施行された後、明治四二年から、昭和一五年までの尊属殺人に関する科刑一覧表が表—42—aであり、戦後昭和二三年～四〇年までの科刑及び男女別科刑を表示したのが表—42—b、cである（なお植松論文対象例、昭和三〇年量刑資料、今回の対象例に対する科刑については表—39—a、b、cを参照されたい）。

これらの表によつて知りうることは、(1)嬰児殺におけるような明確な標準科刑は認められないこと。(2)ここでも寛刑傾向が顕著に見られること。ことに戦後の科刑においてもつとも顕著であること。(3)尊属殺の法定刑は死刑又は無期懲役であり、昭和二六年までは毎年死刑の言渡があつたのに、昭和二七年以降死刑判決は全くの例外となり（女子について見ると、昭和二七年以降死刑判決は一例もない）、無期懲役の比率も著しく減つている。(4)尊属殺事例においては、表—39に見られるように、心神耗弱（精神障害）、自首のような法律上減軽事由を具備するものが多い。そして、一概には云えないとしても、(イ)被害者側に主として非難されるべき点の存する場合は刑が軽く、即ち、三〇年の量刑資料では、この場合刑は六～八年に集中し、今回の対象例ではこれよりやや軽く（六年以下）[73]、(ロ)主として被害者が非難されるべき場合とまでは云えなくても、これに準ずる場合、即ち被害者側にかなり殺害の原因、動機が認められる場合は、概ね懲役一〇年以下である。中に一例だけ懲役一三年とやや重いものがある。これは旧家の長女に生れた被告人が旧民法当時亡父の財産を相続したが、虚弱体質の為、母は妹に婿養子を迎えて家業を継がせ、被告人の財産管理もしていた。後に被告人も結婚したが、結婚に際して母と気まずい思いをしたうえ、財産が被告人のものとわかつたのでこれを失うまいとして母と被告人の仲が悪くなり、加えて母が被告人の実印を使つて不動産を自己名義に登記を済ませたりした為、財産を守るためには母を殺すほかなしとして殺害したもので、当時心神耗弱の状態にあつたものであり、しかも叔父に強く勧告されたとはいえ、自首している。懲役一三年の刑（津地方裁判所昭和四一年一月五日判決）に対しては量刑不当として控訴されたが、犯行まで追いやつた事情は斟酌してしかるべきであるが、殺害方法（農薬による毒殺、苦しむ被害者をそのまま放置して現場を立ち去つた）が残忍で、自首したものの叔父に

強く勧められた結果であることを考え合せれば量刑不当とはいえない、とされたものである。しかし、他の事例に対する科刑との比較においてはやや疑問なしとはいえない。(ハ)尊属殺の原因が家族間の不和に存する場合は、三〇年量刑資料では未遂（三年六月）を除き、一二年以上の有期懲役、今回の対象例でも未遂（三年六月）は別として一〇年以上の有期懲役である。中で最も重い懲役一五年の例は被害者（姑）のわがままな性格を原因とする家庭不和をとり除こうとして亜砒酸入の御飯を食べさせ砒素中毒により死亡させたものという認定である（仙台地裁、古川支部昭和三四年九月一六日判決）が、本人は犯行を否認し、最高裁まで争ったが、上告棄却されている（最高裁昭和三五年一一月三〇日判決）。尊属殺未遂（主として被告人に非難されるべき点がある場合以外）は、何れの場合も三年六月である。(ニ)主として被告人に非難されるべき点がある場合は刑が最も重く、未遂の場合を除き三〇年量刑資料（男子）では無期が原則であり今回の対象例では少年に対する相対的不定期刑の場合を除き無期又は一〇年以上の懲役である。

(3) 行為事情

(イ) 殺害方法と科刑

殺害手段については表—39に明示してあるが、植松論文の対象例三六例中女子の犯行は六例、三〇年量刑資料では三例のみである。これに今回の対象例を加えて、男女別に、殺害方法を類型化して表示すると、表—43—a、bとなる。これに対して、岡崎文規教授の「殺人の研究」中「子が親を殺害した手段」は表—43—cである。

以上三表を一見して注目されることは、女子の尊属殺人の手段として毒殺が絞殺に次いで第二位を占めていることである。後に見るように、今回の対象例から見る限り、わが国では女性殺人犯の最も多く用いる殺害方法は各種ひも類による絞殺（同二四二例中八二例）で、次いで刃物による刺殺（今回の対象例総数二四二例中七六例）であり、両者で全体の六五%強を占め、毒殺はこれらに次ぎ、第三位（同二四二例中一二一例）ではあるが、約九%にとどまる。岡崎教授前掲書中殺人器具の分類に

表—43—a　女子の尊属殺人の手段

手段	例数	百分比
総数	33	100.0
絞殺	12 (10)	36.4
扼殺	1 (1)	3.0
圧殺	2 (1)	6.0
毒殺	10 (8)	30.3
刺殺	0	0
斬殺	5 (1)	15.2
打撃殺	1 (1)	3.0
その他	2 (2)	6.0

1. 決定的死因を与えた手段を計上した
2. （　）内数は今回の対象例数

表—43—b　男子の尊属殺人の手段

手段	例数	百分比
総数	66	100.0
絞殺	8	12.1
扼殺	4	6.1
圧殺	1	1.5
毒殺	0	0.0
刺殺	11	16.7
斬殺	12	18.2
打撃殺	27	40.9
その他	3	4.5

但し例数は併用手段も計上。

表—43—c　子が親を殺害した手段

殺害手段	子の数	百分比
総数	14	100.0
刺殺	4	28.6
絞殺	5	35.7
毒殺	3	21.4
打殺	2	14.3

岡崎・「殺人の研究」151頁第69表

おいても女子加害者の用いる毒物は男子加害者の場合（四・八％）より高率ではあるがやはり一二％にとどまる。岡崎教授は加害者が男であると女であるとにかかわりなく毒物……の使用割合はきわめて小さいとさえされている。[74] それらとの対比で考えると、女子の尊属殺人において毒殺のもつ意味が顕著であろう。毒殺が女性の殺人手段としてとくに重要視されていることについては前述した通りである（三七頁および四四頁注(51)参照）が、尊属殺人に関する限りは、わが国においても右の定説が妥当すると云える。この点につき岡崎教授は「日本では尊属殺人は特に重罪とされているところから、おそらく殺害者を見破られないための配慮によるものではあるまいか」[75] とされているが、男子の尊属殺人にはこの手段が用いられた例がなかつた点から見て単に計画的謀殺的であるというだけではなく、ポラック、スミスらが指摘したように、食物の調整者として使用の容易なこと、非力で暴力的手段を好まない女子の手段として選ばれることを看過してはならないであろう。[76] 又、ウンルーは、毒殺の被

害者としては、大人を信頼し、子供らしく疑うことを知らない〇～九歳の子供が最も多く、次いで三〇～三九、および六〇～六九の年齢層に多いとしているが、[77] これもそのままは該らないと云わなければならない。[78]

毒殺に用いられる薬物は尊属殺人が農村に多い犯罪であるところから、圧倒的に農薬が多いが、中に西洋では「馬鹿の毒」と俗に云われているという砒素[79]を用いた一例と、女工の行為者が青酸ソーダを用いた一例とが注目される。殺人は、どんな場合でも被害者の意思に反して行なわれる残虐な行為ではあるが、対象例の殺害手段の中には、単純な絞・扼・薬殺の他に刃物を用い、又は井戸に突き落した上、井戸の側壁を伝つてわざわざ井戸の中に降りて行き、井戸底近くで上体を水中から出していた被害者を紐で絞殺した例や崖から三メートル下の崖下に突き落した（一八歳の共犯者情夫をして）上、後刻生死を確かめに行つて、人事不省の被害者を附近の岩石の上に運び同女の頭を両手で持ち上げて岩石一杯叩きつけて頭蓋骨々折、脳震盪を起させて死亡させた例（別稿量刑資料尊属殺事例一〇）など、とくに執拗で残酷な場合がある。刃物を用いた場合もくりかえし逃げまどう被害者に切りつけ、凄惨な犯行ではあつたが、幸に未遂にとどまり、かつ行為者は心神耗弱と認定された為刑は懲役三年六月の軽い刑を言渡されている一例のほか、他の二例の場合は何れも行為者に同情されるべき事例ではなく（たとえ遠因として行為者に同情されるべき点が皆無ではないとしても、行為自体は少なくとも行為者に主として非難が帰せられる場合である）、従つて刑も一三年、一五年とかなり重刑が科せられている。しかし嬰児殺の場合もそうであつたように、尊属殺事例においても手段だけが科刑を決するものではなく、量刑に際しての一つの因子となるという当然のことが確認されるのである。

(四) 量刑事情

何といつても親を殺すというのはよくよくのことであり、殺される親が余程理不尽か、殺す子の方が極悪か、それとも家庭不和が嵩じた挙句といつた深刻な情状を伴うケースが多いことと、他方では尊属殺規定の合憲性問題の論議もあるところ

表—44　尊属殺事例の減軽・酌量事情

法律上減軽事由	事例数
心神耗弱	5
自首	5
未遂	1

情状酌量された事由	事例数
被害者の苛酷な仕打 思いやりのなさ	7
悔悟・改悛の情	5
子供を抱えていること	3
偶発性	3
環境	3
主婦として破綻なく過してきたこと	2
前科のないこと	2
夫の宥恕	2
精神病質	2
飲酒	2
年齢が若いこと	2
病弱	1
尊属殺重刑の合理性疑問	1
犯行後自殺企図	1
知能が低いこと	1
妊娠中であること	1

なお量刑事情として酌量の対象とはされていないが，生理期間中の犯行であること（実父殺害—6年）又は月経開始3日前の犯行であること（姑殺害—4年）に言及したものが注目された。

表—44の通りである。

この表と前掲表—38を比較すると、何れも事例数が少ないので、決定的なことは云えないとしても、嬰児殺と尊属殺の行為事情、減軽・酌量因子のかなりはつきりした異同を知ることができる。

法律上減軽事由では、心神耗弱、自首の各五例（各二〇・八%）は、嬰児殺事例数（二一例）と尊属殺事例数（二四例）とが大差がないことを前提とするとき、かなり特徴的といえる。

から、尊属殺人罪のケースでは判決もとくに情状ないし量刑事情につき詳細に論じていることの多いのが特徴である。

法律上減軽事由については表—39に明示してあるが、対象例について法律上減軽、情状酌量事情を表示すると

情状酌量事由については、嬰児殺事例で最も多かつた**反省、悔悟、改悛の情**（八例三八％）が尊属殺についても五例において酌量事由とされ（二〇・八％）ているが、それにもまして被害者の苛酷な仕打、思いやりのなさといつた被害者原因性が七例において酌量事由とされ（二九・一％）、前述の、尊属殺においては被告人に同情されるべき場合が多いという定説が立証される。また精神病質者が二名おり、これに心神耗弱の認定を受けた者を加算すると、何らかの意味で精神に障害をもつ者の犯行が被害者原因性の場合と同程度に多いことが立証される。表—39—cで被害者に非難されるべき点がある場合に準ずる場合でしかも自首と心神耗弱の法律上減軽事由があり乍ら、懲役一三年とされた事例は他に比しやや重い感じがしないでもないことについてはすでに前述した。

犯行の偶発性、前科のないこと（主婦としてこれまで破綻なく過して来たこともこれに準ずる）が考慮されるのは一般に共通の酌量因子である。**子供を抱えていること、妊娠中**であること等は女子に特有の酌量因子である。

女子の尊属殺は前述のように（四九頁参照）配偶者の尊属に対して行なわれる場合が多い。**夫の宥恕**が酌量事由とされるのは、そのためである。また、尊属殺規定の合憲性が問題視されるところから、この規定の合理性を疑問視して懲役四年の軽い刑を言渡した事例（別稿量刑資料事例一二）や、これを違憲として上告し、上告棄却となつた事例などが注目される。

女性犯罪については飲酒が原因になることは少ない。そしてそれが女性犯罪の少ない理由の一であるとさえ云われるが、[80] 今度の対象例中には飲酒の上の犯行と認定された事例が二例あり、うち一例はそれが酌量事由とされていたのも注目に値する。

(56) 大塚仁・注釈刑法(5)（昭和四〇年）四九頁、同・刑法各論上巻（昭和四三年）三三頁。

(57) ベルギー刑法三九五条「父、母及びその他の正嫡の直系尊属の故殺ならびに実父母の故殺は、近親謀殺として死刑に処す」（通常故殺＝故意殺人は終身の強制労働）。(H. Grützner—G. v. Kiecksbusch—J. Marchal, Das Belgische StGB., Sammlung Außerdeutscher Strafgesetzbücher in deutscher Übersetzung, Nr. 75, 1958 による。)

中華民国刑法二七二条一項「直系の血親尊親属を殺した者は死刑又は無期徒刑に処す」。

フランス刑法二九九条「嫡父母、嫡出でない子の父母、養父母又はその他正嫡の尊属の故殺は尊属殺とする」。

同法三〇二条（一九〇一年一一月二一日法、一九六〇年六月四日オルドナンス第五二九号第一二条）「謀殺、尊属殺及び毒殺の犯人は死刑に処する」。

同法三二三条「尊属殺はいかなる場合にも宥恕しない」。

ここで参照されるべきモナコ刑法二八四条とルクセンブルグ刑法三九四条は、木村博士の引用するところ（木村亀二・「尊属殺」刑法（各論）（昭和三七年）一頁）であるが実際の規定を参照することができなかった。後述のブルガリヤ刑法一二七条d号についても同様である。

ポルトガル刑法三五五条「故意に実父もしくは法律上の父又は実母若しくは法律上の母又は法律上の直系尊属を殺した者は、父殺しとして二〇年以上二四年以下の重懲役（pena de prisão maior）に処す」（通常殺人の刑は一六年以上二〇年以下の重懲役）（Dierk Basedau—José Beleza dos Santos, Das Portugiesische StGB., Sammlung Außerdeutscher StGB. Nr. 79, 1962 による）。

(58) イタリア刑法五七六条「もし前条（通常殺人罪、二〇年以上の懲役、筆者注）の予見した行為を犯し、左の事由があるときは、死刑を適用す。

1 第六一条二号に規定された諸事情の一が存在するとき

2 尊属又は卑属に対し、第六一条第一号（下劣又は軽率な動機から行為すること、筆者注）及び第四号（暴力の使用又は身体に対する残酷を以て行動すること、筆者注）に規定された諸事情の一が存在するとき、又は毒殺の手段又は其の他の詭計の手段を使用するとき、若くは予謀が行なわれたとき

3 逮捕、拘禁又は収監を免れるため若くは逃走期間中の生活の手段を得るために為した逃走者の行為

4 逮捕、拘禁又は収監を免れる為に重罪を犯すべく他人と結びつけられた者の行為

5 第五一九条、第五二〇条及び第五二一条において予見された犯罪の一を犯す瞬間に（殺人が行なわれたとき）

刑法典の範囲内では、第六一条第六号に規定された条件にある者を逃走中とする（Bunge, Das Italienische StGB., Sammlung Außerdeutscher StGB., Nr. 50, 1933. による）。

ブルガリア刑法一二七条d号（参照しえず）

トルコ刑法四五〇条「以下の各号の殺人が行なわれたときは、行為者は死刑に処す。

1 直系尊属若くは子孫に対して

2 大国民会議議員に対して

3 野獣のように残酷に、若くは拷問及び虐待によって

4　熟慮をもつて
5　二人以上の人に対して
6　第七篇第一章にあげられた手段、例えば放火、溢水及び覆没によつて
7　他の犯罪行為を準備し、達成し、行なうため。たとえその犯罪行為は行われなかつたとしても
8　ある犯罪行為から生じた利益を確保するため、若くは企てたこの目的の達成のため準備を隠すために、若くはこの目的が達成出来ないための憤慨から
9　ある犯罪行為を隠すため、若くはこの犯罪行為の犯跡又は証拠を隠蔽するため又は自己又は他人をして刑を免れさせるため
10　復讐のため」

なおトルコ刑法では通常殺人の刑は二四年以上三〇年以下の重懲役である。又尊属若くは子孫に対する加重刑の他に四四九条には「配偶者、兄弟姉妹、養父母、養子、継父母、継子、舅、姑、婿、嫁」に対する殺人を公務執行中の公務員殺人及び毒殺と並べて刑の加重事由とし、終身の重懲役に処すべきものとしているのが注目される（Şensoy-Tolun, Das Türkische StGB., Sammlung Außerdeutscher StGB, Nr. 71, 1955 による）。

(59)　ハンガリー刑法三五二条「行為者が直系尊属、配偶者若くは複数の人に対し故意の故殺を行なつたときは、終身の拘禁刑に処す」（L. Mezőfy, Die Ungarischen Strafgesetze, Sammlung Außerdeutscher StGB., Nr. 77, 1960 による）。

(60)　アルゼンチン刑法八〇条一項「以下の各号にあたる者は終身の重懲役又は終身の軽懲役に処す」。

1　直系尊属若くは卑属、若くは配偶者を殺し、かつその際近親若くは配偶者たることを知つていたとき
2　陰険に、又はかつとなつて、報酬に対し、又は報酬の約束に対し、非常に残酷な行為によつて、野卑な堕落から、若しくは毒物、放火、溢水、列車の脱線、爆発、若しくはその他大きな破壊を惹起させることのできるような方法によつて、他人を殺したとき
3　他の犯罪を準備し、容易にし、成就し、又は隠蔽するため、若しくは犯罪の結果を自己又は協力者のために確保し、又は自己又は協力者をして刑を免れさせるため、又は他の犯罪を企てた時、意図した結果を得られなかつたという理由で、他人を殺したとき

（Heinz Mattes, Das Argentinische StGB., Sammlung Außerdeutscher StGB., Nr. 71, 1957 による）

スペイン刑法四〇五条「その父、母、子供若くは何かその他の嫡出若くは私生の尊属若くは卑属又は配偶者を殺した者は、近親殺人として重懲役（reclusion mayor）又は死刑に処す」。（もつともこの刑は一定の事由のある謀殺の場合と同じである。スペイン刑法四〇六条参照）（Antonio Quintano-Ripollés, Das Spanische StGB., Sammlung Außerdeutscher StGB., Nr. 69, 1955 による）

(61)　大塚・注釈刑法（5）四九頁、同・各論上三四頁。

(62) 最高裁判所は「憲法一四条が法の下における国民平等の原則を宣明し、すべて国民が人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係上差別的取扱を受けない旨を規定したのは、人格の価値がすべての人間について平等であり、従つて人種、宗教、男女の性、職業、社会的身分等の差異にもとづいて、あるいは特権を有し、あるいは特別に不利益な待遇を与えられてはならぬという大原則を示したものに外ならない。奴隷制や貴族等の特権が認められず、又新民法において、妻の無能力制、戸主の特権的地位が廃止せられたごときは、畢竟するにこの原則に基くものである。しかしながら、このことは法が、国民の基本的平等の原則の範囲内において、各人の年齢、自然的素質、職業、人と人との間の特別の関係等の各事情を考慮して、道徳、正義、合目的性等の要請なり適当な具体的規定をすることを妨げるものではない。刑法において尊属親に対する殺人、傷害致死等が一般の場合に比して重く罰せられているのは、法が子の親に対する道徳的義務をとくに重要視したものであり、これ道徳の要請にもとづく法による具体的規定に外なら」ず、かような「夫婦、親子、兄弟等の関係を支配する道徳は、人倫の大本、――人類普遍の道徳原理、すなわち自然法に属するものといわなければならない……さらに憲法一四条一項の解釈よりすれば、親子の関係は、同条項において差別待遇としてかかぐる、社会的身分その他いずれの事由にも該当しない。また同条項が国民を政治的、経済的又は社会的関係において原則として平等に取扱うべきことを規定したのは、基本的権利義務に関し国民の地位を主体の立場から観念したものであり、国民がその関係する各個の法律関係においてそれぞれの対象の差に従い異る取扱を受けることまでを禁止する趣旨を包含するものではない。……原判決は被害者が直系尊属なる場合においてとくに重い法定刑を適用することを以て、――法律上不平等の結果を招来する趣旨を述べているが、立法の主眼とするところは被害者たる尊属親を保護する点には存せずして、むしろ加害者たる卑属の背倫理性がとくに考慮に入れられ、尊属親は反射的に一層強度の保護を受けることにあるものと解釈するのが至当である」（最判（大法廷）昭和二五年一〇月一一日刑集四巻二〇三七頁以下）。また「刑法二〇〇条が、その法定刑として『死刑又ハ無期懲役』のみを規定していることは厳に失する憾みがないではないが、これとても、犯情の如何によつては、刑法の規定に従つて刑を減軽することはできるのであつて、いかなる限度にまで減刑を認めるべきかというがごとき、所詮は、立法の当否の問題に帰するもので、これがために同条をもつて憲法に違反するものと断ずることはできない」（最判大法廷昭和二五年一〇月二五日刑集四巻二一二七頁）としている。但し一〇月一一日の判決については真野・穂積両裁判官の少数意見がある。真野裁判官は、民主々義の基底である「平等の原則」は多年に亘る歴史的成果として広く一般に承認され、憲法一四条に明らかに宣言されたところのもので、尊属殺傷重罰の規定はこれに違反するもので違憲であるとする。又穂積裁判官は、刑法が旧刑法を改正してせつかく殺人罪に対する量刑のはばを広くしたのに、尊属殺についてのみ古いワクをそのままにしたのは、立法として筋が通らず、実益がないのみならず、民法の改正により継父母殺しは殺親罪とせず、父母関係においてそれより遠い「配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者」を殺親罪に問うのは立法として不合理かつ不要であり、量刑上も不便である。従つて刑法改正の機会に削除されるべきであつたが、その機を逸して現存する今日、憲法違反が問題になるとし、結局憲法一四条の平等原則に違反するもので、違憲であるとする。なお穂積裁判官は原判決は憲法論と立法論とを混同する

ものであるという上告論旨並に多数意見に対し、この種規定の不合理は新憲法の制定とこれに伴う民法の改正とによつて増大したのであるから、右条項（刑法二〇〇条、二〇五条二項、筆者注）は憲法一四条一項と併せて九八条一項により、憲法施行と同時に効力を有しないことになつたのではないかとさえ考えられるのであり、これら特別規定がなくても普通規定で不孝の子を懲罰するのに甚しく妨げないのであるから、問題の刑法規定の違憲性を論ずるに当り立法上の不当と不要とを一論拠とするのも必ずしも見当違いではない、とされる。

(63) 尊属殺規定を合憲とする学説としては植松正・「法の下における平等の原則と尊属に対する罪の規定」法学志林四八巻一号（昭和二五年五月）二頁以下、同・刑法概論Ⅱ各論（全訂版・昭和四三年）二四八頁、柏木千秋・刑法各論（中）（昭和三五年）三三二頁、滝川幸辰・刑法各論（昭和二六年）二九頁、平場安治＝森下忠・判例体系刑法各論（全訂版・昭和三六年）二〇三頁、牧野英一・「尊属殺傷例の合憲性」警察研究二二巻四号（昭和二六年四月）三頁以下、後に「理論刑法と実践刑法」刑法研究一四巻（昭和二七年）二七六頁以下所収等がある。それらの学説において尊属殺規定を合憲とする理由も、最高裁判所判例と同様のものが多いが、植松教授は、他に、憲法は算術平均的平等を要求するものではないから、配分的正義にかなつていれば平等の原則に反するものとはいえないばかりでなく、すべての人は卑属であるとともに尊属でもありうるのであつて、その間になんら法的障害があるわけではないから、若い時代には卑属たる立場で重い責任を負担し、歳を重ねてからは尊属たる立場で厚い保護をうけたとしても、国民一人ひとりの生涯を通じてみれば各自平等の保護をうけているのであり、平等の原則に反するものではないが、尊属殺人の現象の実態を見ると、この法定刑は重すぎることが明白であるばかりでなく、犯情の重いものについては、一般の殺人罪の法定刑のうち重い刑をもつて律すれば十分目的を達するのであるから、むしろ尊属殺人罪の規定を廃止する方が適当であるとされ（植松・刑法概論Ⅱ各論二四八頁）、又滝川博士は、憲法の解釈としては合憲であるが、尊属殺を特に重く罰するのは家族制度から生れた思想で、時代錯誤の規定であり、廃止すべきであるとされる（滝川・前掲書二八・二九頁）。

尊属殺人罪を違憲とする学説としては「尊属に対する犯行であるということじたいを理由として重く処罰するということは、具体的な量刑の問題としても許されるべきことでなく、まして、構成要件―法定刑の形でこれを定型化することは、とうてい是認されるべきことではない。しかも、実際には、尊属殺の事案は、具体的情状において通常殺人罪のばあいよりもむしろはるかに同情に値するものが多い」から、「死刑・無期懲役という法定刑でははなはだしく酷に失するばあいが少なくない。のみならず、尊属殺として情の重いばあいであつても、通常殺人罪の法定刑も上限は死刑であるから、通常殺人罪の規定で事足りる」ことを理由とするもの（団藤・刑法綱要各論（昭和三九年）三一八頁。なお草野豹一郎・刑事法学の諸問題二巻（昭和二七年）八九頁以下）、尊属ということで刑が加重されるのは、家族制度から生まれた封建的な倫理観念にもとづくもので、前近代的な国家思想と連らなり、時代錯誤たることをまぬかれないから、国民主権主義を基本原理とし、法の前の平等の原則を規定した憲法一四条の趣旨とは相容れないとする見解（例えば熊倉武・日本刑法各論上巻（昭和三五年）一〇〇頁、井上正治・刑法学（各則）（昭和三九年）一二〇、二一頁、滝川春雄＝竹内正・刑法各論講義（昭和四〇年）一〇頁、宮内裕・新訂刑法各論講義（昭和三五年）一六頁など）、

さらには、最高裁判所判例の合憲の理由とするところについて、判例は第一に尊属殺の規定をもつて道徳の要請にもとづく法による具体的規定だとするが、これは孔子や管子のいう孝道ではなく「父雖不父子不可以不子」とする古文孝経序にある孝道で、封建的なものであつて自然法などといいうるものではない。第二に判例は、親子の地位は憲法一四条にいうところの社会的関係等に該当しないとしているが、これは法律によつて制度として設定された社会関係であるから、右判例の見解は妥当とはいえない。第三に判例は、憲法一四条の法の下の平等の取り扱いは「基本的義務に関し国民の地位を主体の立場から観念したもの」だとしているが、尊属殺のごとき、子が親を殺す場合であつて、被害者が誰かの親であるからでなく、行為者たる主体の親であり、行為者が子であることを理由として重い刑を規定しているのであるから、刑法二〇〇条は正しく主体の立場から不平等な取り扱いを規定したものであつて、以上より判例の合憲説は妥当ではないとする見解（木村・前掲「尊属殺」三～四頁）などがある。私自身は、法解釈論としては必ずしも憲法一四条違反とは云えないが、立法論としては植松教授と同様の理由から、刑法二〇〇条は廃止されるべき規定だと考える。

(64) 改正刑法準備草案理由書（昭和三六年）二六四頁。

(65) その意味でフィンランド刑法（二一章二条）が尊属故殺を配偶者故殺と共に一般故殺に対する刑（八年以上一二年以下の重懲役又は終身の重懲役―同条一項）よりも軽い刑を規定している（六年以上一二年以下の重懲役―同条二項後段）ことが注目される。

(66) 大塚・各論上三四頁。

(67) 植松・「尊属殺害の犯罪学的考察」（以下（犯罪学的考察」と略称する）警察研究二〇巻四号（昭和二四年四月）四頁以下、同・「近時における尊属殺害事例の集約的考察」（以下「集約的考察」と略称する）警察研究二〇巻五号（昭和二四年五月）一二頁以下、同・「尊属殺害の個別事例の研究㈠～㈢」（以下「個別事例の研究」と略称する）警察研究二一巻六号（昭和二五年六月）一六頁以下、同・二一巻七号（同年七月）三三頁以下、同・二二巻四号（昭和二六年四月）三九頁以下。

(68) 植松・前掲「犯罪学的考察」警察研究二〇巻四号二八～二九頁。

(69) 植松・前掲「集約的考察」一六～一七頁は異性被害者の高率（男子の場合三九％、女子の場合七五％）に注目しておられるが、表―46―a、bによれば異性被害者は男子の場合三六・六％、女子の場合四〇・〇％となり、さらに私の対象例では、女子の尊属殺における異性被害者は二五％にとどまり、右とは異つた帰結が得られた。この帰結にはそれなりの理由もあるように思われる。

(70) 同旨、植松・前掲「集約的考察」一三頁。

(71) この点はすでにヘンティッヒによつて明らかにされたところ（Vgl. H. v. Hentig, Zur Problematik des Vatermordes, Mschr. Krim. 20 (1929), S. 629～631, ders. Drei Vatermord-Fälle Mschr. Krim. 21 (1930), S. 613～618.）であり、わが国でも支持されている（例えば武村信義・「わが国における尊属殺人罪の発生状況の地域差について」犯罪学雑誌三四巻三号（昭和四三年六月）二〇頁、二五頁参照）。

(72) その意味で嫁・姑の葛藤を原因とする尊属殺は農村に限らない。対象例の中にも大都市の団地内の嫁の姑殺しの例（別稿量刑資料尊属殺事例五）があり、注目された。

(73) ここ（表—39—c）では、既遂でも懲役四年、同三年六月という大変軽い刑が目立ち、一見、やはり女子の刑は軽いという印象を受けるが、前者は、一般的な減軽（自首）、酌量事由が認められた他に、裁判所において尊属殺重罰の合理性を疑わしいものとして量刑が為された特色のあるものであり、後者は、新婚間もなく舅に云いられ、拒絶できないままにずるずる生活を続けた若妻が、妊娠して、その子が果して夫の子か、それとも舅の子かわからぬまま、思いあまつて舅の弁当のお菜の中に農薬を滴らして毒殺したもので、行為事情（とくに心神耗弱と妊娠中であること）が減軽・酌量された特殊な事例である（以上二例については、別稿量刑資料尊属殺事例四および二参照）。

(74) 岡崎・殺人の研究（昭和三八年）九三頁25表、九四頁。G・リランダー（Rylander）もスウェーデンでは毒殺は極めて稀であると報告している（樋口幸吉訳・犯罪学雑誌二二巻（一九五六年）二〇一頁）。

(75) 岡崎・前掲書一五三頁。

(76) 従つて毒物使用は女子の単独犯に多く、彼女たちが他のとくに男子の共犯者と共謀して殺人を犯すときは、毒殺以外の方法による場合が多いことも指摘されている（そしてこの点はわが国の場合でも全面的に妥当する）。

Pollak, op. cit., pp. 17～18, 152(広瀬訳・二〇～二一頁、一六四頁)、Smith, op. cit., pp. 24～25. Vgl. Heindle, „Das Weib als Mörderin," Arch. Krim. XCV (1934). p. 62.

(77) Unruh, a. a. O., S. 114, Tabelle 16, Giftmord, S. 117. なお、毒殺の被害者の家族関係についてウンルーは男子の場合、独身者七（五〇％）、既婚者五（三五・七一％）、寡夫二（一四・二九％）、離婚者零、女子の場合独身者七（三八・八九％）、既婚者七（三八・八九％）、寡婦三（一六・六七％）、離婚者一（五・五五％）という数字をあげ（前掲書一二一頁）、一見毒殺の被害者は家族関係では独身者が多いことを示しているように受けとられる（宮沢・被害者学の基礎理論二四四頁参照）が、前出表によれば独身者というのは男女とも〇～九歳の幼児のみで、成人の被害者では男女とも有配偶者（男五、女七）が多いことが注目される。

(78) もつとも私の対象例でも、子供については、三五例の実子殺の中、八例（約二三％）において、絞殺等の主たる手段と併せて補助手段として睡眠薬が使用されていることが注目される。

(79) 植松・前掲「個別事例の研究(一)」警察研究二一巻六号一七頁。

(80) 三田・前掲書一一頁。ウォルフガングの研究によれば、フィラデルフィアの殺人事件で、犯行時飲酒していた者の割合は六三・六％で、女子でも飲酒していた者の割合は五九・七％と高率である(Wolfgang, op. cit., p. 136)が、岡崎教授の研究によれば、日本（東京）では男子で一九・九％、女子で二・七％（平均一八％）と右に比し遙かに低い（岡崎・前掲書一三八～一四〇頁）。

表—26　嬰　児　殺　の　新　旧　立　法　例

国名	法令	犯罪主体	客体	行為およびその他の要件	処罰（カッコ内は通常の刑）
アルゼンチン	刑法81条2項（1921年10月29日公布，1922年4月29日施行）	①母親 ②母親の両親，兄弟，姉妹，夫および娘	①自己の嬰児 ②孫，甥姪，自己の子および兄弟姉妹	①自己の不名誉を隠すため分娩中又は分娩の影響の下にある間に自己の嬰児を殺すこと ②娘，姉妹，妻，母の不名誉を隠すためこの罪を本条1項A号に規定された事情(1)の下に犯すこと	3年以下の重懲役もしくは6ヵ月以上2年以下の軽懲役（普通殺人＝8年以上25年以下の重懲役又は軽懲役，普通近親殺人＝終身の重懲役又は軽懲役）
ベルギー	刑法396条（1867年6月8日制定，10月15日施行）	一般	嬰児	㋑分娩時又は分娩の直後に ㋺故殺又は謀殺すること	事情により通常の故殺（終身の強制労働）又は謀殺（死刑）の刑
		母親	婚姻外の子	㋑分娩時又は分娩の直後に ㋺故殺又は謀殺すること	（嬰児）故殺＝10年以上15年以下の強制労働（終身の強制労働） （嬰児）謀殺＝15年以上20年以下の強制労働（死刑）
ブラジル	刑法123条（1940年12月7日公布，1942年1月1日施行）	（母親）	自己の子	㋑分娩中又は分娩の直後 ㋺分娩行為の影響下に ㋩殺すこと	2年以上6年以下の軽懲役 （6年以上20年以下の重懲役）
中華民国	刑法274条（1935年1月1日公布，同年7月1日施行）	母親	自己の子女	㋑出産時或は出生直後 ㋺その子女を殺すこと	①6月以上5年以下の有期徒刑 ②未遂罪はこれを罰せず （死刑，無期徒刑又は10年以上の有期徒刑）
デンマーク	刑法238条（1930年4月15日制定，1933年1月1日施行）	母親	自己の子	㋑分娩中又は分娩の直後に殺した場合であつて ㋺不名誉をおそれ，せつぱつまつて，又は分娩によつて惹起された衰弱，困惑又は無思慮の下で行為したものと推定されるとき	①4年以下の拘禁刑 （5年以上終身の拘禁刑） ②行為が既遂に至らず，かつ嬰児を傷害するに至らなかつたときは処罰しないことができる
ドイツ	刑法217条（1871年5月15日制定，1572年1月1日施行）	母親	婚姻外の子	㋑分娩中又は分娩の直後に ㋺故意に殺すこと	3年以上の重懲役（終身の重懲役） 酌量減軽すべき事情があるときは6ヵ月以上の軽懲役とする
イギリス	1938年嬰児殺法	婦女（母親）	生後12ヵ月未満の自己の子	㋑故意の作為又は不作為により死を惹起すること ㋺作為又は不作為の当時，出産の影響から回復していないことにより，または出産後の授乳の影響により，心神の平衡が乱れていたこと	故殺の刑で処断する（嬰児殺は多くは謀殺とされる場合で謀殺の刑は1957年までは死刑，Homicide Act, 1957 では死刑又は終身拘禁刑，Murder (Abolition of Death Penalty) Act, 1965 により，現在終身拘禁刑のみ）
フィンランド	刑法22章1条（1889年12月19日公布，1891年1月1日施行）	不法の情交によつて懐胎した婦女	自己の子	㋑分娩に際し，又は分娩の直後 ㋺故意に嬰児を殺害し，嬰児の生命を保持するのに必要な処置を延期し又は懈怠することによつてその嬰児の生命を失わせること	8年以下の重懲役又は3ヵ月以上の軽懲役（死刑又は終身の重懲役）
フランス	刑法（1810年2月12日制定，同月22日公布）300条（1901年11月21日法）および302条但書（1954年4月13日法）	母親	自己の新産児（判例によれば新産児とは出生届提出まで又は出生届提出期間である生後3日以内の嬰児をいう）(2)	故殺又は謀殺	（正犯又は共犯たる母は）10年以上20年以下の有期懲役（謀殺，尊属殺，毒殺＝死刑，故意の殺人＝無期懲役）
ギリシヤ	刑法303条（1950年8月17日制定，1952年1月1日施行）	母親	自己の子	㋑分娩中又は分娩の直後に　㋺分娩によつて生じた精神の錯乱の影響の下にある間に　㋩故意に殺すこと	10年以下の重懲役 （死刑又は終身の重懲役）
ハンガリー	刑法355条（1878年刑法典(3)）	母親	婚姻外の子	㋑分娩中又は分娩の直後に ㋺故意に殺害すること	6月以上5年以下の重禁錮（死刑）
アイスランド	刑法212条（1940年2月12日法律19号）	母親	自己の子	㋑分娩中又は分娩の直後に嬰児を殺した場合であつて ㋺不名誉をおそれ，せつぱつまつて，又は分娩によつて生じた衰弱又は精神の錯乱の下に行為したものと推定されるとき	①6年以下の拘禁刑 （5年以上～終身の拘禁刑） ②単に未遂のみが問題になつており，かつ行為が嬰児に何らの傷害をも与えなかつたときは処罰しないことができる
イタリア	刑法578条（1930年10月19日制定，1931年7月1日施行）	無限定	分娩直後の嬰児又は分娩中の胎児	㋑自己又は近親の名誉を救うため ㋺左の嬰児もしくは胎児の死を惹起すること	3年以上10年以下の軽懲役——但し，左の条件をみたす正犯者およびこれを庇護する目的の共犯者の場合の刑——。他の共犯者の場合は10年以上の軽懲役である。（20年以上の懲役）
ユーゴスラビア	刑法138条（1951年3月2日制定，1959年7月30日改正，1960年1月1日施行）	母親	自己の子	㋑分娩中もしくは分娩の直後　㋺分娩によつて生じた混乱の継続している間に　㋩殺害すること	3ヵ月以上の禁錮（5年以上の重禁錮）
オランダ	刑法①290条（嬰児故殺），②291条（嬰児謀殺）（1881年3月3日制定，1886年8月1日施行）	母親	自己の子	①分娩の発覚をおそれて分娩中又は分娩後まもなく故意に自己の嬰児を殺すこと ②切迫した分娩の発覚をおそれてなした決意を実行するために自己の子を分娩中もしくは分娩後間もなく故意に殺すこと	①嬰児故殺として6年以下の拘禁刑 ②嬰児謀殺として9年以下の拘禁刑 （故殺＝15年以下の拘禁刑 謀殺＝終身の拘禁刑もしくは20年以下の拘禁刑）
オーストリア	刑法139条（1852年5月27日法および1945年6月12日法）	母親（母親）	①嫡出子	①分娩に際し，殺害すること ②分娩に際し，故意に，必要な援助をしない不作為によつて死に致すこと	（嫡出子に対する謀殺のときは）終身の重懲役（謀殺は原則として死刑であるが1950年6月21日のBGにより，死刑は終身の重懲役に代替される）
			②非嫡出子（婚姻外の子）	①分娩に際し，殺害すること ②分娩に際し，故意に，必要な援助をしない不作為によつて死に致すこと	左の ①の場合，10年以上20年以下の重懲役 ②の場合，5年以上10年以下の重懲役
ポルトガル	刑法356条（1886年9月16日公布）	一般	分娩中又は生後8日以内の嬰児	故意に殺すこと	20年以上24年以下の重懲役（pena de prisão maior）
		母親，母親の両親	同上	㋑自己又は母親（＝娘）の不名誉を隠すため ㋺故意に殺すこと	2年以上8年以下の重懲役
スペイン	刑法410条（1944年12月23日公布，1945年2月3日施行）	母親，母方の祖父母	新生児	㋑自己又は母親（＝娘）の不名誉を隠すため ㋺殺すこと	単純軽懲役—6ヵ月と1日以上6年以下（本条所定の主体以外の嬰児殺は普通の近親殺人として重懲役《reclusión mayor》＝20年と1日以上30年以下，又は死刑）
スウェーデン	刑法3章3条（1962年12月21日公布，1965年1月1日施行）	婦女（母親）	自己の子	㋑出産時に又は出産により ㋺精神状態に錯乱をきたし，もしくは重大な苦悩状態にあつて ㋩殺害すること	6年以下の拘禁刑 （10年の拘禁刑又は無期の拘禁刑）
スイス	刑法116条（1937年12月21日制定，1942年1月1日施行	母親	自己の子	㋑分娩中又は分娩の影響の下にある間に ㋺故意に殺すこと	3年以下の重懲役又は6ヵ月以上の軽懲役（謀殺＝無期の重懲役，殺人＝5年以上の重懲役，故殺＝10年以下の重懲役又は1年以上5年以下の軽懲役）
チェコスロバキア	刑法220条（1961年11月29日採択，1962年1月1日施行）	母親	自己の新生児	㋑分娩によつてひきおこされた動揺状態から ㋺分娩中又は分娩の直後に ㋩故意に殺すこと	3年以上8年以下の自由剝奪（普通殺人＝10年以上15年以下の自由剝奪，又は死刑）
トルコ	刑法453条（1926年3月13日法律765号，同年7月1日施行）	無限定	新生児	故意に殺すこと	5年以上10年以下の重懲役（普通殺人＝24年以上30年以下の重懲役，但し自己の名誉および個人的品位，もしくは妻，母，娘，孫娘，養女又は姉妹の名誉および品位を守るため犯された殺人の場合は嬰児殺と同条文，同刑である）

(1) アルゼンチン刑法81条1項a号は殺人の刑の減軽事由の一つとして次のように規定している。「事情によつては責任を阻却しうる激しい精神状態で他人を殺したとき」

(2) Faustin Hélie, Pratique Criminelle des Cours et Tribunaux, 6e éd., 1954, p. 235.

(3) ただし，ハンガリーにおいては今次大戦後，とくに1948年の第3次刑法改正，1950年の刑法総則に関する法規のような重要な改正，補充がくりかえされている。

※ 英（Kenny's Outlines, 19th ed.）・独（各種コンメンタールおよび臼井滋夫訳・ドイツ刑法典，法務大臣官房司法法制調査部編，昭和42年）・仏（Hélie, ibid.，および森下忠訳・フランス刑法典，法資394号，昭和41年）・中（張知本編最新六法全書，中華民国52年＝1963年）・オーストリア（Kimmel, Lehrbuch des österr. Strafrechtes, 4. Aufl., 1651, Rittler, Lehrbuch des österr. Strafrechts, II. BT 2. Aufl., 1962, Graßberger and Nowotny (Translated by E.N. West and S. I. Shuman), The Austrian Penal Act 1852 and 1945 as amended to 1965. (1966)）・スイス（Neidhart, Schweiz. StGB. 1965, 篠塚春世訳・スイス刑法典，法資385号，昭和39年），スウェーデン（宮沢浩一訳・スウェーデン刑法典，司法法制調査部編，昭和43年）の7カ国以外の立法例は，フライブルグ大学の外国刑法および国際刑法研究所編の「ドイツ語訳外国刑法典叢書」"Sammlung Außerdeutscher Strafgesetzbücher in deutscher Übersetzung" によつた。なお，上記のほか，上記立法に関する翻訳としては，古く岡田朝太郎訳・伊太利刑法典，司法資料198号（昭和10年），比較的新しく森下忠訳・スペイン刑法典，法資383号（昭和38年），中山研一訳・チェコスロバキア社会主義共和国刑法典，法資391号（昭和40年）がある。

表—39—a 植松論文の対象例

性別	年齢	職業	刑期	法律上減軽事由	被害者	手段	遠因	動機
男	41	農業	12年	心神耗弱	継母	刺殺	嗜眠性脳炎による精神障碍	眼病治療につき継母の罵倒を立腹
男	56	日稼	10年		母	絞刺殺	失明者が老母を抱えての生活不安	心中の決意
男	23	日稼	15年		母	斬殺	母が多情利己的の為不和	当日母のみ満腹本人欠食
男	44	農業	15年		母	絞殺	帰農同居後の食料不足から不和	口論して就寝後平素の仕打をおもう
男	19	日稼	無期		母．妹	撃殺	食糧不足のため母と妹から厄介者扱いされる	母，妹食を済ませ，本人欠食
男	23	無職	無期		母	撃殺	祖母に養育され父母に親しみなし	貧食を母に罵倒さる
男	31	訓導	無罪	未遂 心神喪失	※養母，※妻	斬殺	神経衰弱	心中の決意
男	24	農業	10年	心神耗弱	祖母	圧殺	生来短気，祖母の生計放漫	祖母風邪臥床中我儘口論
男	21	農業	5年	心神耗弱	継母	撃扼殺	継母素行不良	恩義ある叔父母を誹謗さる
男	23	無職	10年		父	絞殺	父冷酷，短気，利己で不和	父の不正を諫めて口論
男	19	日稼	15年		父	撃絞殺	父を養えぬとて罵られ不和	仕事を強要され興奮不眠
男	31	無職	無期		父	踏蹴	盲愛に育られて我儘から不和	父の行為につき口論
男	25	無職	無期		父，※継母	撃殺	父母離婚し，父に対して不快感	養家復縁のことを父に乞うて許されず
男	25	農業	10年		父	撃殺	父我儘，短気，怠惰から不和	弟も食糧のことで父の仕打を恨む
男	21	農業	無期		祖父	斬殺	祖父と父とは性格不良，冷酷	邪魔者扱いにさる
男	25	職工	5年		父	刺撃殺	父精神病	殴打さる
男	18	農業	5年～8年		父	斬殺	父粗暴，冷酷，不和	農産物出品につき叱責さる
男	24	農業	12年		父	撃殺	父は母を虐し，被告人の妻に挑む	口論
男	19	無職	無期		父	撃扼殺	不良，放浪	旅費を求めて容れられず
男	22	店員	13年		父	撃殺	父大酒，怠惰，被告人の妻を虐待	父に飲酒の上罵倒さる
男	19	無職	15年	心神耗弱	父	撃挽殺	怠惰，不和	空腹時叱責さる
男	17	無職	無期	心神耗弱	祖父	撃殺	渡満旅費に窮す	窃盗行為を発見されたと誤認
男	18	無職	5年～7年	心神耗弱	父	撃殺	父短慮，頑迷，家庭不和	夜半突如叱責され恐怖
男	40	無職	6年		養父母，妻	斬殺	窃盗前科等にて嫌わる	窮境救済方を求めて拒絶さる
男	29	無職	7年		父，その内妻と2子	撃殺	父冷酷偏狭，被告等虐待さる	前途悲観（妹の言葉）
男	40	無職	無期		養父母，妻	斬刺殺	養父母とその娘たる妻に虐待さる	復讐の為熟慮
男	23	農業	無期	心神耗弱	父母，嫂	撃殺	分裂病質で冷遇されたと曲解	冷遇の夢
男	23	農業 木挽	無期		父母，※2弟	撃殺	貧困，係累多く結婚難	将来のため沈思の末
男	33	無職	無罪	心神喪失	父母，叔父	斬殺	被害者等と不和	自暴自棄
男 男	42 35	農業 無職	15年 15年	心神耗弱	父	絞殺	父我儘，頑迷，放蕩	父が情婦に食糧を貢ぐ
女	18	職工	3年6月～5年	心神耗弱	※父※母※姉※二妹	毒殺	冷遇されていると曲解	母に用事を言いつける
女	19	無職	無期	心神耗弱	舅※姑	毒殺	夫応召し，舅，姑との生活を苦慮	気楽な生活をのぞむ
女	32	農業	12年	心神耗弱	父	斬殺	父素行不良被告人の悪口を言ふらす	母が父に虐待される声を聞く
女	23	無職	8年		父	圧殺	父性格異常，大食，不和	過分の食事の事から口論
女	29	農業	8年	心神耗弱	舅，長女	注斬殺	夫応召後二日続けて舅に情交を求められる	翌朝舅の姿を見て嫌焉
女	19	無職	12年		養父	斬殺	夫婦仲を嫉視される	養父の非行で夫の疑を受く

（※印は未遂）

植松・「犯罪学的考察第三表」警察研究 20 巻 4 号28～29頁より。

表—39—b 30 年量刑資料における尊属殺事例

	性別	年齢	職業	刑期	法律上減軽事由	被害者	手段
(1) 主として被害者に非難されるべき点の存する場合	男	23	臨時工	6年	自首	父	刺殺
	男	25	硝子工	7年	心神耗弱	父	斬打殺
	男	26	会社員	8年	自首	父	斬打殺
	男	25	農業	8年	自首	父	刺殺
	男	23	無職	6年	自首	父	絞殺
	男	25	土工	7年	——	父	刺殺
	男	28	農業	7年	自首・過剰防衛	父	打撃殺
	男	23	鋳物工	3年6月	未遂・自首	※父	刺殺
	女	27	農業	7年	心神耗弱	養父	斬殺
(2) (1)に準ずる場合	男	38	農業	10年	——	父	打撃殺
	男	35	無職	10年	心神耗弱	父	打踏蹴殺
	男	26	日稼	7年	心神耗弱	父	斬打撃殺
	男	30	無職	13年	心神耗弱	父	打撃殺
(3) 原因が家族間の不和に存する場合	男	28	小学校教諭	12年	——	養母	打撃殺
	男	37	鋳物工	8年→12年	——	母	絞殺
	男	34	販売業・農業	13年→6年	——	養母	扼殺
	男	36	日稼	3年6月	未遂	※舅	刺殺
	女	26	ミシン内職	13年	——	姑	絞殺
(4) 主として被告人に非難されるべき点の存する場合	男	25	無職	12年	心神耗弱	祖母	打撃殺
	男	19	無職	無期	——	父	打撃殺
	男	24	無職	無期	——	母	刺殺
	男	18	無職	無期	——	母	絞扼殺
	男	29	無職	8年	未遂・心神耗弱	※父	刺殺
	男	37	無職	8年	未遂・心神耗弱	※父	斬殺
	男	25	農業	無期	——	父	打撃殺
	男	51	無職	無期	——	母	斬殺
	女	21	無職	15年	——	父	絞殺

入江・「殺人の罪に関する量刑資料上」より。

刑期に→印のついているものは一審と二審で刑期に変更のあつたもの。

表—39—c 本稿対象尊属殺事例

	性別	年齢	職業	併合罪	刑期	法律上減軽事由	被害者	手段
(1) 主として被害者に非難されるべき点の存する場合	女	28	無職	——	6年	自首	父	絞殺（腰ひも）
	女	28	無職	——	6年	自首 心身耗弱	姑	絞殺（細ひも）
	女	32	無職	——	4年	自首	姑	絞殺（前掛のひも）
	女	23	農業	——	3年6月	心身耗弱	舅（夫の養父）	毒殺（ホリドール）
(2) (1)に準ずる場合	女	28	無職	——	10年	——	姑	絞殺（腰ひも）
	女	43	無職	——	13年	自首 心身耗弱	母	毒殺（農薬）
	女	28	農業	——	6年	自首	姑	絞殺（前掛のひも）
	女	28	農業	——	10年	——	姑	絞殺（うさぎ捕獲用わな（針金製））
	女	25	無職	——	10年	——	姑	毒殺（エンドリン）
(3) 原因が家族間の不和に存する場合	女	23	農業	現住建造物放火	11年	心身耗弱	姑	焼殺（放火による一酸化炭素中毒死）
	女	29	農業	——	13年	——	姑	絞殺（井戸に突き落しひもで）
	女	26	農業	——	10年	——	養母	毒殺（ホリドール）
	女	23	農業	——	12年	——	舅	毒殺（ニッカリン）
	女	29	無職	——	3年6月	未遂	※姑	毒殺（ホリドール）
	女	26	農業	——	10年	——	夫の祖母	絞殺（ズボン吊用のひも）
	女	35	無職	——	3年6月	未遂 心身耗弱	※姑	斬殺（鉈，菜切庖丁）
	女	48	農業	——	15年	——	姑	毒殺（亜砒酸）
(4) 主として被告人に非難されるべき点の存する場合	女	18	無職	死体遺棄	5年～10年	——	祖母	溺殺
	女	52	農業	——	無期→15年	——	姑	打殺（崖からつき落し，岩石で頭蓋骨折）
	女	36	無職	強盗殺人	無期	——	父	圧殺（蒲団の上から抑えて）
	女	18	無職	——	10年	——	祖父	絞殺（木綿手拭）
	女	21	無職	——	無期	——	父	絞殺（麻縄）
	女	19	女工	殺人	無期	——	母 3弟	毒殺（青酸ソーダ）
(5) 親子無理心中	女	26	女工	——	10年	——	母	扼殺（睡眠薬を飲ませ，のどを）

（但し年齢は犯行時の満年齢を計上した）

表—42—a 尊 属 殺 科 刑 表 (1)

(明治 42～昭和 15 年)

年 次	死 刑	無 期	15年以上	10年以上	5年以上	3年以上	3 年	2 年	合 計
明 治 42 年	2	6	1	5	4	2			20
43 年	5	9	8	1	1	0			24
44 年	7	6	3	8	0	1			25
45 年	4	11	3	4	6	1			29
大 正 2 年	8	6	0	4	4	1			23
3 年	6	6	0	7	3	0			22
4 年	11	8	3	5	7	1			35
5 年	8	8	4	4	4	2			30
6 年	9	8	4	3	2	0			26
7 年	5	9	2	1	3	1			21
8 年	4	14	3	6	4	4	1		36
9 年	2	9	8	8	7	0		1	35
10 年	1	9	1	9	6	2			28
11 年	2	2	2	4	5	3			18
12 年	2	4	3	5	3	4			21
13 年	3	5	2	5	6	3			24
14 年	3	4	0	1	8	0			16
15 年	1	6	3	1	13	2			26
昭 和 2 年	2	7	3	4	12	4			32
3 年	5	5	5	3	8	5			31
4 年	1	1	1	4	3	0			10
5 年	2	3	1	3	9	0			18
6 年	2	8	7	3	8	1			29
7 年	2	6	4	6	13	5			36
8 年	2	5	10	4	9	5			35
9 年	3	15	6	4	7	6			41
10 年	1	6	8	7	10	7			39
11 年	3	4	1	4	10	5			27
12 年	3	3	3	8	5	4			26
13 年	2	4	4	12	3	10			35
14 年	2	4	4	4	6	3			23
15 年	2	2	1	3	3	3			14

「量刑の変遷に関する統計」70 頁による。

表—42—b 尊 属 殺 科 刑 表 (2)

(昭和 23～40 年)

年 次	死 刑	無 期	10 年以上	3 年以上	1 年以上		有罪者人数	無 罪	不 詳	その他	総 数
昭和 23 年	6	6	14	15			41	6		1	48(4)
24 年	2	2	11	13			28	2		0	30(1)
25 年	2	5	8	19			34	6		0	40(6)
26 年	1	5	13	24	1		44	3		3	50(10)

	死 刑	無 期	20 年以下	15 年以下	10 年以下	7 年以下	5 年以下	3 年	有罪者人数	無 罪	不 詳	その他	総 数
昭和 27 年	0	4	0	7	6	7	10	3	37	1	1	2	41
28 年	0	4	2	8	2	7	9	1	33	2			35
29 年	1	6	0	9	8	3	7		34			2	36
30 年	1	8	1	11	13	11	3		49	3		1	52
31 年	0	6	1	16	13	9	9		54	4		2	60
32 年	0	6	0	7	6	5	16		40	5		2	47
33 年	0	6	1	7	10	5	18		47	4		1	52
34 年	1	3	0	11	7	5	15		42	2		2	46
35 年	0	1	0	10	14	10	10	2	47	2		1	50
36 年	0	3	0	7	3	7	10		30	3		1	34
37 年	1	3	0	5	4	5	6		24			1	25
38 年	0	2	0	3	5	5	9		24	2		1	27
39 年	0	2	0	4	6	7	5		24	1			25
40 年	0	0	0	3	8	7	10		28	2			30

( ) 内数は女子

昭和 23～26 年は刑事裁判統計年報による。

昭和 27 年以降は司法統計年報による。

表—42—c 尊 属 殺 科 刑 表 (3) 男女別

(昭和 27～40 年)

年 次		死 刑	無 期	20 年以下	15 年以下	10 年以下	7 年以下	5 年以下	3 年	有罪者人員	無 罪	不 詳	その他	合 計	男女合計
昭和 27 年	男	0	4	0	7	5	5	8	1	30		1	1	32	41
	女	0	0	0	0	1	2	2	2	7	1		1	9	
28 年	男	0	4	2	6	2	7	8	1	30	2			32	35
	女	0	0	0	2	0	0	1	0	3				3	
29 年	男	1	5		9	8	2	6		31			1	32	36
	女	0	1		0	0	1	1		3			1	4	
30 年	男	1	7	1	9	13	10	3		44	2			46	52
	女	0	1	0	2	0	1	0		4	1		1	6	
31 年	男	0	6	1	16	12	9	7		41	4		2	57	60
	女	0	0	0	0	1	0	2		3	0			3	
32 年	男	0	5	0	6	6	5	13		35	4		1	40	47
	女	0	1	0	1	0	0	3		5	1		1	7	
33 年	男	0	6	1	7	10	3	16		43	4		1	48	52
	女	0	0	0	0	0	2	2		4				4	
34 年	男	1	3	0	8	6	5	13		36	2		2	40	46
	女	0	0	0	3	1	0	2		6				6	
35 年	男	0	1	0	8	12	8	9	1	39	1		1	41	50
	女	0	0	0	2	2	2	1	1	8	1			9	
36 年	男	0	3	0	7	1	5	8		24	3		1	28	34
	女	0	0	0	0	2	2	2		6				6	
37 年	男	1	3	0	5	4	4	6		23			1	24	25
	女	0	0	0	0	0	1	0		1				1	
38 年	男	0	2	0	3	5	4	6		20	2		1	23	27
	女	0	0	0	0	0	1	3		4				4	
39 年	男	0	2	0	4	5	5	4		20	1			21	25
	女	0	0	0	0	1	2	1		4				4	
40 年	男	0	0	0	3	7	7	9		26	1			27	30
	女	0	0	0	0	1	0	1		2	1			3	

司法統計年報 昭和 27～40 年による。